

第百九十八回国会
衆議院
財務金融委員會
會議録
第十三号

令和元年五月十五日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 坂井 学君

理事 井林 辰憲君

理事 武部 新君

理事 藤丸 敏君

理事 緑川 貴士君

理事 穴見 陽一君

理事 石崎 徹君

理事 大隈 和英君

理事 小泉 龍司君

理事 斎藤 洋明君

理事 武井 俊輔君

理事 土井 亨君

理事 百武 公親君

理事 牧島かれん君

理事 宗清 皇一君

理事 義家 弘介君

理事 今井 雅人君

理事 高木 鍊太郎君

理事 古本 伸一郎君

理事 伊佐 進一君

理事 串田 誠一君

理事 青山 雅幸君

越智 隆雄君

寺田 稔君

川内 博史君

竹内 讓君

井上 貴博君

今枝 宗一郎君

神田 憲次君

國場 幸之助君

鈴木 隼人君

津島 淳君

中山 展宏君

本田 太郎君

三ツ矢 憲生君

山田 美樹君

鷺尾 英一郎君

末松 義規君

佐藤 公治君

前原 誠司君

宮本 徹君

野田 佳彦君

麻生 太郎君

田中 良生君

うえの 賢一郎君

永岡 桂子君

長尾 敬君

伊佐 進一君

井上 裕之君

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官) 林 伴子君

政府参考人
(内閣府子ども・子育て本部審議官) 川又 竹男君

政府参考人
(内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官) 丸山 雅章君

政府参考人
(金融庁総合政策局長) 佐々木 清隆君

政府参考人
(金融庁総合政策局長) 中島 淳一君

政府参考人
(金融庁企画市場局長) 三井 秀範君

政府参考人
(金融庁監督局長) 栗田 照久君

政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 飯田 圭哉君

政府参考人
(財務省大臣官房公文書監理官) 上羅 豪君

政府参考人
(財務省主計局次長) 阪田 涉君

政府参考人
(財務省主税局長) 星野 次彦君

政府参考人
(財務省関税局長) 中江 元哉君

政府参考人
(財務省理財局長) 可部 哲生君

政府参考人
(国税庁次長) 並木 稔君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官) 森 晃憲君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官) 渡辺 由美子君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官) 度山 徹君

政府参考人
(経済産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君

政府参考人
(中小企業庁経営支援部長) 奈須野 太君

参考人
(日本銀行総裁) 黒田 東彦君

財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

委員の異動
五月十四日 補欠選任 森 夏枝君

同日 丸山 穂高君 補欠選任 森 夏枝君

同日 森 夏枝君 補欠選任 串田 誠一君

同日 武井 俊輔君 補欠選任 大隈 和英君

同日 本田 太郎君 補欠選任 百武 公親君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

同日 大隈 和英君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 百武 公親君 補欠選任 本田 太郎君

令和元年五月十五日

める意見書(大阪府河南町議会)(第一四一六号)

二〇一九年十月の消費増税中止を求める意見書(福岡県小竹町議会)(第一四一七号)

「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすことを求める意見書(山形市議会)(第一四一八号)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

財政及び金融に関する件

○坂井委員長 これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官井上裕之君、内閣府大臣官房審議官林伴子君、子ども・子育て本部審議官川又竹男君、経済社会総合研究所総括政策研究官丸山雅章君、金融庁総合政策局長佐々木清隆君、総合政策局長中島淳一君、企画市場局長三井秀範君、監督局長栗田照久君、外務省大臣官房審議官飯田圭哉君、財務省大臣官房公文書監理官上羅豪君、主計局次長阪田渉君、主税局長星野次彦君、関税局長中江元哉君、理財局長可部哲生君、国税庁次長並木稔君、文部科学省大臣官房審議官森晃憲君、厚生労働省大臣官房審議官渡辺由美子君、大臣官房審議官山徹君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、中小企業庁経営支援部長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂井委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。斎藤洋明君。

○斎藤(洋)委員 おはようございます。自由民主党の斎藤洋明です。

財政及び金融に関する件につきまして質問させていただきます。

まず第一に、金融教育についてお尋ねをしたいと思います。

雇用市場も変化しつつありますし、また、少子高齢化でありますとか人口減少、それから給付行政をめぐる環境も大きく変化をしております。そして、金融教育の重要性ということにつきましても、狭義の金融商品の扱いに限らず、年金ですとか生涯のキャリアプランをつくるという上でも、金融商品について理解をすること。みんながみんな金融商品を購入するということではなくても、知らないで金融商品に触れないのと、知っているけれども金融商品は購入しないという選択をするというこの間には、やはり距離があると思っております。

我が国では、家庭とか学校とか、あるいは学校を出た後も、金融教育に触れる環境という面では、他の先進国に比べておくれをとっている部分があると認識をしておりますが、この金融教育の充実の必要性とそれから重要性につきまして、今回は金融庁の認識をお尋ねしたいと思います。

○中島政府参考人 お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、経済環境が変化する中、国民一人一人が生涯にわたって豊かな人生を送るためには、老後や人生のさまざまなステージで必要となる資金を確保するため安定的な資産形成に取り組むことが重要であり、そのためには、みずからのライフプランを設計し、金融商品を適切に活用するための金融リテラシーの向上が不可欠と考えております。

しかしながら、我が国の金融リテラシーは国際的に見ると低い水準にとどまっているとの指摘もあり、その向上は大きな課題と認識をいたしております。

このため、金融庁では、金融経済教育を推進していく観点から、金融庁の職員みずからが学校に出向いて行う出張授業、職場における資産形成のためのセミナー、親子がともにお金について学ぶ参加型のワークショップの実施など、さまざまな取組を行っているところであります。

金融庁としては、金融経済教育が重要であるとの認識のもと、引き続きその推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

一つ、もちろん資産形成ということの観点から非常に重要だと思っておりますし、また、例えば地方創生ということに関しても、地方に住むことのメリット、デメリットという話をする上では、生涯を通じた収支というものの適切な評価というのが避けられないと思っております。ですの

で、その意味でも、この金融経済に関する教育というのはぜひ充実をしていただきたいと思っております。

私、機会をいただきましたので、大学で一年間教えたこととありますが、学生にキャリア教育をする、あるいは学生のキャリアプランについての意識を聞くということをする上でも、金融教育の部分が弱く、例えば、公務員になつて生涯所得は幾らというのわかるんだけれども、起業したいとかそういう意識もなかなか持ちにくいということも感じましたので、ぜひ金融教育に力を入れて取り組んでいただきたいと思っております。

今御答弁いただいた中で、出張授業をやっていたというお話がありましたが、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。ちよつと、いろいろ統計資料を探したんですけども、日本証券業協会さんがまとめている金融経済教育活動の実態について学校の先生にアンケートをと

つていただいたデータを見ますと、授業時間が確保できないということのほか、金融教育の実施が難しい理由を尋ねると、適切な講師がいないうということも理由として挙げられていたもので、ぜひ、この出前授業につきましては力を入れていただきたいと思えます。

それから、もう一つ金融教育についてちよつと問題意識を持っていますのは、きょうは金融庁の認識をお尋ねしましたが、学校の教育ということになると文部科学省になりますし、金融商品ということになりますと金融庁ということになりまして、なかなか、すき間に落ちてしまつて、どこかの役所が責任を持つてやるという体制になりにくいという、ちよつと問題があるなと思つていまして、ぜひとも、私もこの問題はしっかり取り組んでいきたいと思つておりますので、役所の方でも連携して取り組んでいただきたいと思

います。

二番目に、この秋に予定されております消費増税に関連しましてお尋ねをしたいと思います。

消費増税に当たっては、軽減税率の関係で、適格請求書、インボイスの発行事業者の登録をすることとされております。そのために課税事業者には固有の番号が付与されることとなっておりますが、もう既に法人番号というのは法人向けにあります。そのほかに、個人番号というのにも既にあります。その上に更にインボイスの発行事業者の登録のために番号を付与するということになりますと、番号の管理ということだけで大変な事務が発生するのではないかとこのことを危惧しております。

いずれにしても、徴税事務を円滑に遂行するためには、番号を付与して徴税対象となる事業者、個人の情報を管理するという事務は避けられないわけですが、こうした情報管理のあり方、私はなるべく簡素であるべきだと思っておりますが、政府の見解をお尋ねしたいと思います。

○並木政府参考人 お答え申し上げます。

個人事業者に関する番号について申し上げます

と、今先生御指摘のございましたとおり、まずマイナンバーについてでございますけれども、こちらについては、社会保障、税、災害対策の分野で用いられておりまして、個人情報保護の観点から高い秘匿性が求められているものでございます。

国税庁では、厳格な安全対策を講じつつ、申告書や法定調書などに記載されたマイナンバーを用いまして、法定調書の名寄せですとか申告書との突合、これを効率的かつ正確に行うなどの納税者管理を行っているところでございます。

他方、こちらも御指摘ございましたとおりでございますけれども、令和五年の十月に導入されます消費税の適格請求書等保存方式のもとでは、個人事業者も含む適格請求書発行事業者に登録番号が通知されるわけでございますけれども、この登録番号は取引先に交付する適格請求書に記載することとされておりまして、納税者が受け取った際、仕入れ税額控除の要件を満たす適格請求書であるかどうかを納税者自身が国税庁の公表するホームページで確認する際の番号として使用されることとなっております。

ただいま申し上げましたとおり、マイナンバーと登録番号はその利用目的や活用方法あるいは秘匿性の程度などにおいて大きく異なっておりますことから、国税庁といたしましては、これらの番号の特性に応じてその適切な活用を図る、あるいは納税者が利用するための環境を的確に整備することが肝要であると考えております。

そのため、まずは個人事業者にもこれらの番号の利用目的などの特性の違いをよく御理解いただくことが大切であると考えておりまして、国税庁といたしましては、引き続き、関係省庁や関係民間団体などと連携、協調を図りながら、効果的かつ計画的な周知、広報に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○斎藤(洋)委員 御答弁ありがとうございます。

この番号は余り多岐にわたると管理が大変だという現場からの声もありますし、また、マイナンバーのお話もちよつとしたきましたけれども、極力こういったものは統合して、かつ給付行政も含めて一元的な管理が私は望ましいと思っております。ただし、そのためには国民的合意が必要になりますので、ぜひ、この点はまた継続して問題提起をしてみたいと思います。

三番目に、今、徴税事務のことをお尋ねしましたが、それと関連しまして、税務署の現場の体制を強化する必要があるのではないかという観点からお尋ねをしたいと思います。

e-Taxも導入されまして、将来的には極力効率化を目指していくんだという取組の方向性は理解をしております。

その上でなんですけれども、税制は、もちろん制度の公平性も大事なんですけれども、それと同じぐらい、実態の公平性とそれから徴税される側の公平感というのものが大事だと思っておりますが、個人事業者も含めて個人の納税者については、税務署の職員の数が足りないことから、実際には、真摯に納税義務を果たしている方とそうでない方との間で、何というんでしょう、納税をしつかりしていただくも余り税務署の職員さんが来ないのではないかということが、納税をしている方々の間で言われています。私は地元でよくそういうことを言われます。

実際回ってみれば、本来納税すべきだった額というのがそれなりに出てくるものでありまして、税務署の体制を、私はしつかり強化をしていただいて、本来徴収していただくべき税金をもっともつと納税していただくことは非常に重要なことではないかと思っておりますが、政府の見解をお尋ねしたいと思います。

○並木政府参考人 お答えいたします。経済活動の国際化、ICT化に伴う調査、徴収事務の複雑化などによりまして、国税庁の担っております税務行政を取り巻く環境は、今先生の御指摘のありましたとおり、例えば実調率の低下な

どという形で大変厳しさを増している状況にございます。このような状況のもとで適正、公平な課税、徴収を引き続き実現していくためには、税務執行体制の強化を図っていくことが重要であると私どもとしても考えているところでございます。

こうした中、令和元年度予算におきましては、民泊サービス、仮想通貨取引といった新たな経済活動等への対応、国際的な租税回避等への対応、税制改正等への対応などを図っていくための所要の体制整備を盛り込んだところでございまして、その結果として、国税庁全体の定員はプラス九名の純増となっているところでございます。

引き続き、御指摘も踏まえまして、国民、納税者の関心の高い国際的な租税回避や富裕層への対応などを中心といたしまして、適正、公平な課税を実現すべく、業務の効率化を図りつつ、必要な定員を確保し、税務執行体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。ぜひ体制強化に努めていただきたいと思っております。特に、もちろん本庁の企画立案部門も非常に大事だと思っておりますが、それと同じぐらい、これからますます税制の改正もありますので、税務署の現場の体制もぜひ強化に努めていただきたいと思っております。

最後に、体制強化ということに関連しまして、さまざまこの委員会でも指摘されていることではありますが、私からも、税関のCIQ体制の強化についてもお尋ねをしたいと思っております。時間がありませんので、簡潔に、CIQ体制の強化について政府の見解をお尋ねしたいと思っております。

○中江政府参考人 お答え申し上げます。観光が我が国の成長戦略の大きな柱という認識のもとで、訪日の外国人の旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるようにしていく必要があると考えております。他方、税関では、金地金ですとか不正薬物の密輸あるいはテロの脅威等の困難な課題にも対応する必要があるところであ

りまして、こういう状況のもとで、迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するための体制強化を図っていく必要があると考えておりまして、検査機器あるいは取締り機器の活用を図りながら、所要の人員を確保する必要があると考えております。

これまでも、税関の定員については、御理解をいただながら純増を確保してきましたが、令和元年度予算におきましても、二百九名の純増を確保しているところであります。

今後とも、訪日外国人旅行者が三千万人を超えたところ、更に四千万人も視野に入っているという状況ですので、必要な税関定員を確保してまいりたいと考えております。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。インバウンドが増加をして、かつ日本国に来て満足して帰っていただければ、それは我が国の税収増にもつながりますし、また、国際犯罪も非常に多様化していますし、また、送り出しの側にあります。日本の税関の状況を調べて次々に手口を変えてきているような節も見受けられると伺っております。結局、さまざまな機器を導入しても、やはり、最後、日本国を水際で守るのは人でありまして、ぜひともこの体制の強化に努めていただきたいと思います。

以上、お願い申し上げます。私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、山田美樹君。

○山田(美)委員 自由民主党の山田美樹と申します。本日は、一般質疑のお時間をいただきまして、ありがとうございます。短い時間ですが、未来の税制について問題提起をさせていただければと思います。

世の中の最近の動きは非常に速くて、一年一年のインクリメンタルな改正では追いつかないという気がしております。例えば、働き方の多様化とともに現行の複雑な所得税控除の仕組みは意味が

なくなるのではないだろうか、人工知能や物のインターネットによって無人の事業体ができたらどのように法人税を課すのか、カーシェアが進むと車の保有に偏った車体課税制度では税収が確保できなくなるのではないか、自動運転が普及して路線価の概念が薄れると固定資産税は何を根拠に決まるのかなど、さまざまな論点が考えられます。

十年後、二十年後の税制のあるべき姿を見据えた上で、そこからバックキャストして今ある税制を軌道修正していくべきだと思いますが、現在の税制改正の議論には、残念ながらそうした未来予測と中長期ビジョンが余り感じられないですし、そもそも、十年、二十年のスパンで税制を考える議論の場がないというのが私の問題意識でございます。

既に顕在化しておりますのが、シェアリングサービスに物や労働力などを提供するネットワークカーの所得への課税の問題です。

一昨年の暮れに政府税調で論点整理を行っていただいた、海外主要国における対応も整理いただきましたけれども、税務当局がプラットフォームに対して必要に応じて不特定の納税者の情報提供を要請する仕組みというのが今年度の税制改正で非常に限定的に導入をされましたが、所得把握のためというよりは、不正防止を目的とした措置だと思われまふ。そもそも、ネットワークカーの所得が事業所得なのか雑所得なのかというところについても、わかりやすいガイドラインを示す必要があるのではないかと思っております。

そこで、きょうまず最初に主税局長にお伺いをしたいのは、財務省において政府税調の問題提起をどのように受けとめ、今後どのように施策を進めていくのか、あるいはもう既に進めているのかという問いでございます。

近い将来には、国境を越えて所得の把握が大きな論点になることが予想されます。近年、デジタルノマドという言葉をよく耳にしますけれども、IT人材の遊牧民化という意味ですけれども、人

工知能の普及などでさらなるデジタル化が進むと、ノートパソコンさえあれば世界のどこにいても同じ仕事ができるため、自分の好きな国を選んで働くことができる。そうすると、必然的に居住費や税金が安い場所に人材が集まることになりまふ。そうすると、人と所得が国にひもつけられなくなつて、国にとっては所得税を徴収できなくなるといふことも考えられます。逆に、外国人に仮想居住権を与えて国内での法人設立を優遇するエストニアのような国もあつて、国境を越えた人材獲得競争が既に始まっているという認識です。

こうした国境を越えたノマドワーカーと所得税の問題というのは、今まさにG20に向けても議論になっておりますデジタルプラットフォームに対する法人税課税と同じように、いずれ国際的な議論となるべきことが予想されますけれども、海外当局との金融口座情報の交換など課税情報確保のための取組を進めない限り、個人所得税の機能を維持していくというのは難しくなるかと思ひます。

現在そういった国際税をめぐる多数国間の議論の中で既に検討が始まっているのか、もしももう日本政府の中でお考えがあればお聞かせいただければと思ひます。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

山田先生から今、今後の、将来に向けての税制の話も含めましていろいろと御指摘をいただきまふ。

御指摘のとおり、経済社会のICT化が急速に進展しております、例えば、シェアリングエコノミーといった消費者間、CツーCのオンライン取引が拡大しているといったようなことですが、ブロックチェーン技術を活用した暗号資産取引などの普及ですとか、そういったいろいろな税制をめぐることが大きく変化しているということだと考えております。

御指摘がございました平成二十九年の政府税制調査会中間報告、ここに提言されているのでございますけれども、こうした新たな動きについて

は、従来型の取引を前提としたさまざまな制度が十分に追いついていないといった面がございまして、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められていると考えております。

このため、税制におきましては、まずは、納税者自身が自主的に簡便、正確な申告等を行うことができるよう、ICTの活用などによりまして納税環境の整備を図る。例えば、暗号資産交換業者が取引データを顧客、納税者に提供いたしました、納税者は専用アプリですとか国税庁が提供する様式などを活用して簡便に電子申告をするといったような、こういった対応を三十年分の確定申告から開始するというようなことを進めております。

さらに、もう一段の対応をいたしまして、自主的な適正申告を担保し、税制に対する信頼を確保していくということが重要でございます。高額、悪質な無申告者等につきましては、国税当局の確に所得等の情報を把握する仕組みを整備する必要がありますと考えております。

こうした観点から、先ほど御指摘がございましたとおり、今般の税制改正の中で対応を図つておりまして、例えば、過去の税務調査の実績から特定の取引に関する申告漏れの可能性が相当程度認められるなど、高額、悪質な無申告者等を特定するために特に必要な場合には、暗号資産交換業者等の事業者等に対しまして、必要な情報の照会ができる旨の規定を整備したところでございます。

こういった制度を活用していくことをまず考えているところでございます。

国税当局におきましては、事業者や業界団体なども連携をして、納税者に適正申告の働きかけを行いながら、こうした新たに整備された枠組みも活用して情報収集に努めて、その上で、申告漏れが見込まれる納税者には適正な調査を実施するなど、新たな経済活動に対する適正課税に取り組むこととしていくというふうに承知をしております。

また、御指摘のございました労働人材の国際的

な流動化、ノマドワーカーといったようなことにつきましても、そうした動きがあるということについては、こちらとしても問題意識を持つております。

基本的な枠組みとしては、居住者、国内に住所を有する個人などには全世界所得に課税する一方で、非居住者には国内源泉所得のみに課税する、今そういった枠組みになってございますけれども、御指摘の、国際的に活動するIT人材のような例につきましてもこれまで日本の課税権が及ぶかどうか、これ自体は個々の実態に即して判断する必要がありますと考えております。

日本において課税上問題があると認められる場合には、国税当局におきまして、税務当局間の国際的な情報交換、この枠組みが近年整備されてきておりますので、そういった枠組みも含めまして、あらゆる機会を通じて、課税上有効な情報の把握を行つて、適正、公平な課税を図ることが重要と考えております。

委員からも御指摘がありましたようなそういったいろいろな動きに対して、やはり目線を高くして対応策をいろいろと考えていくというのは非常に重要だと考えております。

いずれにせよ、取引の多様化ですとか国際化といった経済社会の変化を踏まえて、適正な課税を確保することが重要な課題でございます。執行当局とも連携の上、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

○山田(美)委員 星野局長、ありがとうございます。

非常に現実に即した、本当にきめ細やかな対応、施策を考えてくださっていることを感じました。税制改正というのは一年に一度ですけれども、ビジネスの動き、急速なスピードで進んでいきますので、ぜひとも迅速な制度整備をお願いしたいと思ひます。

また、ここから先は質問ではなく問題提起なんですけれども、将来、技術の進歩によって、無人の事業体といひますか、匿名の事業体ができるの

もそれほど荒唐無稽な話ではありません。プロックチェーン技術を用いたスマートコントラクトというのは既に公的認証ですとかデータ管理、商品履歴追跡に活用されていますので、近い将来、こうした技術が物のインターネットを介してリアルビジネスと結びついて、分散自律型組織というふうですけれども、管理者のいない事業体が収益を上げることが可能になると言われています。

よく例え話に挙げられるのが、ウェブ上で著作物を募集して電子書籍に加工して有料で配信して収益を得るという話ですけれども、こうした場合、法人格がないので法人税では対応ができません。その所得が誰に帰属するのか、どうやって本人確認するのかという所得税の問題に行き着くかと思えます。

決してSFの話をしているわけではございませんで、近い将来やってくるそうした事態に備えて、税務当局においても論点を整理して、検討を始めていただければと思います。

時間が迫っておりますので、最後の質問に移りたいと思います。

そもそも私がこのような未来の税制に興味を持ったきっかけは、地元港区の麻布、青山、赤坂、六本木地区の中小企業の方々が集まる麻布法人会が企画された税制勉強会で、今の税制に未来はありますかというお題で討論会をさせていただいたのがきっかけでした。その際に、未来の税と社会保障のあり方として法人会の方から御提案をいただいたのが、意外なことにベーシックインカムだったんですね。現行の税制は、たが重なる改正の結果、張りぼて化してしまっている、無償化ですとか控除といったものは利権の温床になってしまった、全員一律に給付をすることが最も公平なんじゃないかという法人会の方々の問題意識は、非常に率直なものだというふうに感じました。

確かに、財源の問題ですとか過誤支給それから不正受給などの問題から給付つき税額控除を選択

しなかったという政治的経緯を考えますと、ベーシックインカムの導入は現実的ではないというところは既に累次の国会質疑の中で政府から御答弁をいただいていますので、繰り返しいただく必要はございません。ただ、本質的な問題として、社会主義から新自由主義に至るまで幅広い人々がそれぞれ、同床異夢のマジックワードであるベーシックインカムにそこはかたない期待を寄せているという根底には、恐らく、今の制度に対して、複雑さ、わかりづらさゆえの不信感、不公平感があるのではないかなという気がしております。

私は、理想的な税とはフェアでシンプルな税であらうかと思いますが、うえの副大臣はどのような税制が理想だとお考えでいらつしやるでしょうか。そしてまた、その理想の税制に近づくために、十年、二十年という長期的な視野に立つて未来の税制をどのように構築していくか、立法府にある私たちはどのような努力をしていくべきかなど、御示唆をいただければと思います。

○うえの副大臣 ありがとうございます。

税制のあり方を考えるに当たりましては、まず、公共サービスの資金を調達するという財源調達機能、あるいは、所得や資産の再分配を行うという所得の再分配機能といった租税の基本的な役割というのを踏まえる必要があると考えています。

その上で、納税者の負担力に応じて負担を分かち合うという意味の公平性、また、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択をゆがめることのないようにするという意味の中立性、また、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとして納税者が理解しやすいものとするという意味の簡素性、こうしたことが税制の基本原則として挙げられることが多いものと承知をしています。

こうした基本原則のもとで、少子高齢化であったりあるいはグローバル化の進展、そういった経済社会の構造変化や財政の状況などを踏まえて、個別の税制に加えて、税制全体のあり方というものをこれからも検討していくことが必要だろうと

思いますし、その際には、やはり、現実的にどうかという議論もありましようし、また、委員から御指摘のあったように、中期的あるいは長期的に社会経済状況がどのように変化をするか、そうしたものを踏まえた上で、税制が、先ほど申し上げましたようなさまざまな原則に沿った形で構成をされるということが望ましいと思いますので、そうしたことを十分我々も考えながら税制を構築していく必要があると思います。

○山田(美)委員 御答弁ありがとうございます。

今月から令和の時代ということで、令和三十年ごろにはどのような時代になっているのかというところに思いをはせるわけでございますけれども、引き続き、先輩方から御指導いただきながら、しっかりと、この日本の税制をどうつくっていくかという議論に参画してまいりたいと思えます。

本日は、お時間をいただき、ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、高木錬太郎君。

○高木(錬)委員 おはようございます。立憲民主党、高木錬太郎です。

大臣、うえの副大臣、政府参考人の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

貴重な質問の機会でありますので、たくさん大臣には伺いまして、御認識を聞かせていただきましたが、通告をしていない点につきまして伺わせてください。

一つ目ですが、先般の、当委員会でもたびたび御質問されてきておりました丸山穂高議員の北方領土を戦争で取り戻すという趣旨の御発言につきまして、大臣はどのように受けとめていらつしやいますでしょうか。

○麻生国務大臣 丸山穂高先生のお話というのを、話の前後をよくわかっておりませんし、詳細に、詳しく知りませんので、ちよつと答弁は差し控えさせていただきます。

○高木(錬)委員 二点目です。

昨夜、大臣が主宰する派閥のパーティーがあったと報じられております。その中で、大臣の御挨拶で、今の日本に政局にかまけているいとまはないという御発言、御挨拶があったと伺いました。このときの大臣の政局の意味は、どういうものを念頭に置いておつしやつていらつしやつたのでしょうか。

○麻生国務大臣 政局というのは、通常、内閣の、政府が、いわゆる政権がよたよたするとかいうときによく政局という言葉を使われるんだと理解しておりますので、私どもとしては、自由民主党、政権がよたよたするというような状況にはしたくない、そういうことであります。

○高木(錬)委員 衆参ともに三分の二の議席を持っていらつしやつて、まさに横綱でありまして、今大臣から答弁がありましたように、よたよたしている場合じゃない、まさにそういうことなんだと思うんです。

しかし、安倍首相が、昨夜のパーティーの御挨拶で、またもや、悪夢のような民主党政権という言葉を使われました。大臣、大横綱でいらつしやる自民党さんですので、誰かのことを悪く言ってみずからの求心力を高めようとするとか、誰かのことを悪く言つて人々の心をあおるとか、そういうことは理性や知性が全く感じられない。そろそろ、長年の御経験もあり、内閣総理大臣も御経験された麻生副総理から安倍首相をたしなめるということがあつてもよいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 総理の御発言でもありますが、今の話はそういった御意見もあるうかと思いますが、基本的に、高木先生、民主主義とか、議会制民主主義とか、内閣、政党とかいろいろな表現があるうかと思いますが、政治の世界の中で対立する相手に関してはいろいろ批判をするというのは、これはある程度避けて通れぬ話なのであつて、そちらさんも我々のことをいろいろ言つておられたのと似たようなことはよくあります

ので、表現がいかなものかという御意見は御意見として伺っておきますけれども、ある程度対立軸というものがどうしても出てこないとなかなか、選挙ということをやりますときにはそういった言葉がどうしても出てきやすいということになりますので、参議院の選挙等々も近くなると何となくそういった対立的な言葉が出てくるのではないかとというふうに御理解をしていかれたらいかがでしょうか。

○高木(鎌)委員 確かに、私みたいな一回生のよちよち歩きの人間、野党の議員でしたら、与党に対して攻撃的に対立軸を設けて発言するということがひょっとしたら政治の世界でも受け入れられるのかもしれない。しかし、悪夢のような民主党政権と繰り返しおっしゃっているのは内閣総理大臣であります。後世の国民がどのように評価されるかわかりませんが、六年以上も務められておる、大宰相と言われるかもしれない、そのような方が繰り返し誰かのことを、相手のことを悪く言つて、みずからの地位を確保しよう、確かなものにしようとするのはいかなものかと、こんな私でも感じるところであります。

公文書の管理についてまず伺ってまいります。公文書の管理について、第一条ですね、これを朗読していただけますでしょうか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

公文書管理法第一条では、「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」とされていると承知しております。

○高木(鎌)委員 ありがとうございます。

さまざまな行政文書、公文書の管理は、この目的、理念に基づいて当局では行われているというふうに理解しておりますが、おととも衆議院の決算行政監視委員会で大臣に対していろいろな議

論があったと承知しておるところですが、その中で触れられなかった部分について改めてこの場でも聞いていきたいと思えます。

おとこの場面では、大臣の一日の日程を記した文書というのは行政文書である、そして即日廃棄しているという答弁があった。では、即日廃棄になった、当該業務が終了したすぐ後に廃棄するようにになったというのはいくつかでありますか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

いつからかを明確に確認することはできないと考えておりますが、相当程度以前より一年未満の保存期間の行政文書として当該日程終了後廃棄されてきたものと考えております。

○高木(鎌)委員 確認することはできないとおっしゃいましたが、昨年の四月一日のガイドライン改定直前は即日廃棄でしたか、即日廃棄でなかったですか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

二十九年の十二月のガイドラインを受けまして、平成三十年四月に文書管理規則を改定しておりますけれども、それより前におきましても扱いは、大臣日程につきましては、当該日程終了後廃棄されてきたものと承知しております。

以上でございます。

○高木(鎌)委員 済みません、私の認識が間違っていました。昨年の四月の一日、行政文書管理規則の改定直前はいかがだったのですか。

○上羅政府参考人 昨年の改定以前につきましては、即日廃棄されてきたものと考えられます。

○高木(鎌)委員 なぜ、考えられますという答弁になるのでしょうか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

公文書法の管理は平成二十三年四月から施行されております。その時期におきまして、財務省の行政文書管理規則がございましたけれども、それよりも前の時代はその前の財務省の行政文書管理規則でございますが、これは旧情報公開法に基づいて定められておりまして、平成十三年の一月か

ら施行しております。その時点におきまして、保存期間を一年未満とする行政文書の類型として週間、月間予定表等が例示されておりました。そのような扱いと考えております。

○高木(鎌)委員 では、大臣の一日の活動日程を記した文書というのは、省内でどの程度の範囲まで共有していることになっていきますでしょうか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

共有範囲につきましては、セキュリティ上の理由等から、大臣室の担当者、秘書官、警護官等に限定していると承知しております。

○高木(鎌)委員 その共有化はどのような手法ですか。手渡しですか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

共有方法につきましては、担当者の方から紙で配付しているものと承知しております。

○高木(鎌)委員 即日廃棄するのは、全員が必ず行うということですか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

共有しているものにつきましては、業務終了後、即日廃棄されているものと承知しております。

○高木(鎌)委員 電子データでの保存や共有化はしていないということですか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

電子情報としての共有化は図っております。

○高木(鎌)委員 確かに、一日の行程を書いた日程表が、ひょっとしたら、その一日の業務が終わった後に廃棄するということは、公文書ですから、行政文書ですから残すべきだと思えますが、その一枚一枚を電子データ化して、過去にもさかのばれるようにしているということはないのでしょうか。

○上羅政府参考人 今委員の御指摘のような電子情報化等におけるような仕組みにつきましては、特段存在しないものと承知しております。

○高木(鎌)委員 日々の業務の中で、一カ月前、二カ月前あるいは一年前の五月十五日、大臣がどのような活動をしていたか、どのような日程だったかということを振り返ることは余りないのでしょうか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

財務省では、御指摘のような点があるような場合、公文書管理法等に基づきまして、財務省の意思決定過程や財務省の事務事業の実績を検証できるように、予算、税制等の政策担当部局におきまして行政文書を作成、保存しております。各政策担当部局における資料を確認することにより、財務省の意思決定過程や財務省の事務事業の実績を検証することができると考えているところでございます。

○高木(鎌)委員 では、一カ月先、二カ月先、いや、そんな先じゃなくてもいいです、来週、再来週の大臣の活動予定については、どのような管理をされているのでしょうか。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

週間ないしは月間予定表につきましては、つくっていないものと承知しております。

○高木(鎌)委員 私は大変不自然に思っています。さかのぼることがないということまで言い切れないと思えます。そして、今、触れましたように、未来のこと、先のことも、何かしらの管理を当然やっているものだと思うんですけれども。

おとこの衆議院の決算行政監視委員会、質問者の、麻生大臣の日程は行政文書であつて、そして即日廃棄している、これは事業の跡づけの検証とか、歴史的な意義を私は持つと思えますし、麻生大臣、御自身の日程は事業の跡づけになるし、歴史の検証に必要だと大臣自身は思いませんかという質問に対して、私には大臣の答弁は論点をずらしているなと思うんですが、少なくとも、今、財務大臣を六年だかさせていたでいますけれども、私が財務大臣を務める中において、日程表の取扱いで困ったという経験はないと。

確かに大臣御自身は困ったことはないんですよけれども、支えている秘書官の皆さん、行政の皆さん、職員の皆さん、さまざま、大臣の日程を確認する、過去をさかのぼる、先の日程を確認す

るという場面で、いろいろな困ったことが、今の答弁ですと一切ないということでございますので、非常に困ったことになるんじゃないかなと思います。

そして、大臣はそうに答弁されましたが、昨年の行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議がまとめられた「公文書管理の適正の確保のための取組について」には、「公文書は国家公務員の所有物ではなく健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、行政文書の作成・保存は決して付随的業務ではなく、国家公務員の本質的な業務そのものであることを肝に銘じて職務を遂行し、公務員文化として根付かせていくとの理念の下、コンプライアンス意識改革への取組や、信頼を損なう事態を発生させないための仕組みやルールについて検討を行ってきた」と書かれております。

そして、そういった考えのもと、財務省における、先ほども答弁でも触れられておりましたが、行政文書管理規則、ちよつと長くなりますが、大事なところだと思ひますので、ちゃんと読ませていただきます。

第十五条の四には、「保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあつては、一年以上の保存期間を定めるものとする。」とありますし、次の五も同様に、「行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として一年以上の保存期間を定めるものとする。」とあります。さらに、七項には、「保存期間の設定においては、通常は一年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、一年以上の保存期間を設定するものとする。」とあります。

大臣の日程表は、私は、今申し上げた管理規則のそれぞれに当てはまると思ひます。ですので、

書かれてあるとおり、一年以上にすべきだと思ひますし、内閣総理大臣や官房長官は三年以上です。そうすべきだと思ひますが、大臣、これは大臣が、今私が申し上げた管理規則のつとつて、そのような運用をしないといふ指示を出せば、すぐ変わるのだと思ひます。指示を出すお考えはありますか。いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 いろいろ御意見があるようだけれども、私どもとしては、財務省において、公文書管理法に基づいて、財務省の意思決定過程とか財務省の事務とか事業の実績等々を検証できるように、予算、税制等の財政担当部局において行政文書を作成、保存をいたしております。したがつて、各政策担当部局における資料を確認することによつて、財務省の意思決定過程とか財務省の事務事業の実績というものは十分に検証することができると考えておるといふのが答えであります。

○高木錬委員 とりわけ、財務省の決裁文書改ざんという大きな歴史的な大問題が、大事件が起つて、公文書の管理をしつかりしていいことだと思ひます。とりわけ財務省が発端になつた話です。ですから、他府省庁とは違つて、一層の姿勢を見せなきゃいけない、襟を正さなければいけない。

何度か大臣も当委員会やさまざまな機会で、財務省に対する不信を払拭できるように努めると思ひます。そういう考えであるならば、財務省として、一年未満だつたり一年以上でいいかもしれないけれども、三年保管するというに踏み込むべき、事の発端は財務省ですから、とりわけ財務省ですから、すべきだと思ひますが、もう一度答弁をお願いします。

○麻生国務大臣 答弁は先ほど申し上げたとおりでありますので、いろいろ御意見があるということとは、高木先生の御意見として拝聴させていただきま

○高木錬委員 私が公文書、行政文書の管理に

ついてくだわるのは、しつこく聞くのは、繰り返すしにありますが、後世の国民の皆さんの検証のためにきちんと残さなきゃいけないということだと思ひます。今の私たちが国会の一つの役割である行政監視機能を果たすためにも必要ですが、後世の国民にとつても大変、公文書、行政文書は大事なものの、もう言うまでもありません。

それが、明文化されているガイドラインや規則にのつとつていふからといふことで廃棄も認められるといふことであれば、恣意的な運用、これは都合が悪いから捨ててもいいや、いろいろな理屈はつけられるといふことになりかねないから、昔から指摘されてきたように、いろいろな事件があつて指摘されてきたように、公文書、行政文書といふのはすべからず、基本、全部残すべきということだつたと思ひます。

例えば一九四五年、昭和二十年八月十五日前後、時の政府は公文書を焼却したといふ歴史的証言があります。我々が、あの当時何があつたのか、政府の中で何があつたのか、いつ誰がどこでどんな判断をしたのか、まさに今を生きてる私たちがさきの大戦を振り返つて検証するといふことがこの焼却によつてできないわけでありま

す。そういうことを、そういった公文書や行政文書を検証して、同じことを繰り返してはいかぬ、教訓とは何だといふことをいろいろ考えられる、そういうことなんだと思ひます。だから、重要な参考資料になるから、後世に生きる私たちや、我々から見たらこの後の国民にとつて大事な大事な重要な資料となるから、基本、残さなきゃいけない、公文書、行政文書は残さなきゃいけないと思ひます。

今私が紹介しました一九四五年、昭和二十年八月十五日前後、時の政府が公文書を焼却したといふこの事実に対して、大臣はどのように評価して、どのように教訓とされているのか、財務省のトップとしてどのように受けとめているのか、教えてください。

○麻生国務大臣 さきの大戦におけます政府の文

書の扱いというものに関しまして、私はそれを詳細に承知をしているわけではありせん。高木先生がどれくらい理解をしているのか知りせんけれども、私もそれについて詳細に理解し、承知をしているわけではありせんが、少なくとも、歴史的な文書と言われるようなものに対しては、これは国民の財産でありますので、これを後世に残すといふのは大変重要な使命なんだと思ひます。

公文書館といふのは、何で日本にはそれだけきつちりしたものができていないのか。明治ごろから、大使館や図書館、いろいろありますが、何で公文書館は日本にはそれほど立派なものができなかったのか、不思議だと思ひませんか。どうしてないんですかね。私は、この点も真剣に考えていただかぬところだと思ひ、今、公文書館といふのはぜひつくるべきだといふことを申し上げてきているんですけれども。

いづれにしても、現在の公文書管理法というのは、私が内閣総理大臣をしていたときの平成二十一年に提出して成立したんだといふように理解をしておりますが、いづれにいたしましても、政府の保有する歴史的に重要な文書といふものを管理、保存する制度的な礎になつたものだと思ひ自身は考えております。

○高木錬委員 詳細に御存じないといふことでございましたが、当時、内務省の官僚で、後に国会議員となられ大臣まで務められた方が、二〇一五年八月十日に大手新聞にインタビューとして答えられてゐる。詳細に私も知らないかもしれないけれども、それをもつて質問したわけですが、詳細にはわからないといふことであります。

先ほど来申し上げておるとおり、安倍政権、昨年の通常国会以降だけでもさまざまな行政不信を招くような不正、疑惑、不祥事が明るみになつてきています。厚労省働き方改革データ捏造問題、先ほど来申し上げているように財務省の決裁文書改ざん問題、内閣府における国家戦略特区制度を悪用したのではないかと思ひられるような疑惑、自

衛隊の日報隠蔽問題、文科省教育現場不当介入問題、財務事務次官が更迭されました報道機関関係者へのたがひ重なる性的嫌がらせ問題もありました。障害者雇用増し問題もありました。昨年末には法務省の技能実習生不適切聞き取り調査問題、年を明ければ統計不正問題、そして実質賃金はまだ出てこないなど、昨年通常国会以降でもこれだけのものが出ています。でも明らかに、今までの中で、我が党は一貫して現在の経済状況下では消費税増税をすべきではないということを訴えてまいりましたが、今私が申し上げたように、これだけの行政の不正、不祥事、疑惑が次々と明るみに出てくる中で、それでも国民に対して負担を強いる、増税という形で負担を強いる。行政不信が高まっている中、増税だけは国民に対して強いる。

本年十月の消費税率一〇％への引上げ、強行されるおつもりでしょうか。大臣、お願いします。
○麻生国務大臣 財務省といたしましては、決裁文書の改ざんという問題行為等が生じましたこと、これはもう真摯に反省をし、二度とこうしたことが起こらないように、一連の公文書をめぐって問題を受けた政府の方針や公文書管理法に基づいて適正な文書管理に努めてまいりたいと考えております。

また、今言われました一部に障害者雇用の問題もありましたけれども、御指摘をいただきましたが、いずれの問題もこれは信頼を取り戻すことが何より重要と考えておりますので、再発防止に全力を尽くすことで政府の責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

他方、消費税の一〇％への引上げ、これは、全世界型社会保障というものの構築に向けて、少子化対策を含めた社会保障の充実とか社会保障に対する安定財源というものを確保して国民の安心を維持するためにも、どうしても必要なものだと考えております。

ことを申し上げておりますけれども、法律で定められておりますとおり、本年の十月に一〇％への引上げをさせていただきたいと考えております。
○高木謙二委員 本日、中心に取り上げました公文書の管理に関しては、ああ、財務省はやはり反省してそこまで厳しくやっているのかというぐらゐの姿勢を見せなければ、見せてこそ初めて私は増税という話になるんだと思います。まだまだその道は半ば、まだまだ財務省は改まっていけないということを確認させていただきました。

質問を終わります。ありがとうございました。

○坂井委員長 次に、今井雅人君。

○今井委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの今井雅人でございます。

まず、大臣にちよっとお伺いしたいんですけど、私も、私は今、米中の通商交渉を非常に深刻に捉えております。残念ながら交渉が今決裂してしまっていて、五月十日にアメリカは二千億ドルの分の関税に対して一〇％から二五％ということで引上げをして、一方、中国は六百億ドルの対抗措置ということで、関税の引上げということで、もう貿易戦争さながらになってきたわけでありまして、でも、この今の米中の貿易摩擦の経緯等につきまして今どういう御認識でいらっしゃるか、まずお伺いしたいと思っております。

○麻生国務大臣 これはむしろ私は担当大臣に聞かれた方がしかるべき話なので、金融だけで話をしているわけではありませんが、米中摩擦は主に貿易の話ですから、少なくとも、ライトハイザーという人が相手、私の相手はステイブン・ムニューシンという財務長官でもありますので、内容が少し違っているんだとは思いますが、私も。

したがって、私どもとしては、いかなる貿易上の措置というものの、基本的には、WTO、ワールド・トレード・オーガナイゼーションの協定というものの等、相互的であるべきだと考えておりますので、今の一連で行われた話は一部しかよく見えてきておりませんが、その内容を見

ておりますと、なかなか難しい話が、核心的なところにつづり合っているように見えますので、そういった意味では、その推移は引き続き注意して見守っていきたいとしか今の段階では申し上げる段階にはないと思っております。

○今井委員 それでは、これは会見でもお話しされておりますので、この米中の貿易摩擦が日本経済に与える影響について今どういう御認識でいらつしやいますか。

○麻生国務大臣 貿易摩擦は、これは非常に大きな関心で、どれくらいの影響が出てくるかというところは、いわゆるサプライチェーンと称する言葉がよく使われますけれども、そういった意味でいきますと、日本の企業とかまた日本の経済への影響とかいふものを考えたときには、一概に申し上げるというのは難しいと思っております。誰でも、言える人はいないと思っております。

そうした貿易制限措置の応酬というのは、これは基本的にはどの国の利益にもならぬ、何も日本に限った話じゃないので。いずれにしても、日本としては、米中両国のいわゆる建設的な問題解決を図るということを期待する以外にないんだと思っておりますけれども、経済財政に万全を期してまいりたいということに我々としては尽きるんだと思っております。

いずれにしても、我々としては、この話が、この五月、ワシントンでやった最後のところも三日のところまで二日で終わっていますし、いろいろな形で極めて厳しい状況になっているんだという状況にはあるかと思いますが、この六月に米中を日本でもやる可能性もあるわけで、そういったことを考えて、何らかの形で前向きなものが出てくるようなものになればということも期待しているという以外には、ちよっと今の段階で詳しく申し上げる段階にはありません。

○今井委員 そうしますと、この米中の貿易交渉の結果が日本の消費税の引上げの判断に影響する可能性はありますか。

○麻生国務大臣 これがどのような形でどのような

な形に出てくるかというのは、それがリーマン・ショック級の大きなものになるかというふうなことに限っては、ちよっと仮定の話のきわみであるうかと思っておりますので、お答えする段階にはないと思っております。

○今井委員 ちよっと長くなりますけれども、二千億ドルへの追加関税がされてから、瞬間的には金融市場はかなり動揺しましたけれども、きのうあたりから落ち着いています。これはなぜ落ちついてきているかというと、双方からいろいろコメントが出ていて、六月のG20のところで習近平主席とトランプ大統領が会って何らかの合意がされる可能性がまだあるということで、みんな注視をしている。

今回の二千億ドルの問題ではなくて、実は、その次の三千二百五十億ドル、これに制裁がかけられるかどうかというところが一番大きいということとで、金融関係者の皆さんときどきうつつと話しましたけれども、その部分がはつきりするまでは、金融市場はとりあえず動きはとりやうがないということとで、今、様子を見ているという状態だということとです。

それで、トランプ大統領は、六月一日に追加の制裁をするという内容を発表されていまして、十七日に多分、議会の公聴会をやります。それから七日間たつてから制裁が発動できますから、最短で六月の二十四日に制裁が発動できるということだと思っております。

ちよっとその直後にG20がありますから、恐らく、その公聴会を終えて準備を整えた上で日本にやってくる、そして、その交渉結果で判断をする、こういう流れになっているかということだと思っております。それは皆さんも御案内だと思いますけれども。

そこで、ちよっと私が申し上げたいのは、リーマン・ショックのときの話なんです、リーマン・ショックのときは私はまだ民間で金融の世界にいました。二〇〇七年にサブプライムローンショックが起きてから二ユーロヘ行きました

て、ナイトナーにも会いましたし、サマーズにも会いましたし、ジョージ・ソロスさんにも会いましたし、ゴールドマンやメリルの会長とか、いろいろな方にお会いしてきて、お話を伺いましたら、かなりクレジットマーケットが崩れかけていて、これはひよっとしたら、一つ何かがぶつときたら切れるねということを皆さんすぐおっしゃって、心配しておられました。

特に、実は政府サイドにいる人たちはそうでもなかったんですけれども、マーケットにいる人たちは非常にそれを心配しておられて、きつかけになったのが、結局、アメリカがリーマンを助けなかったということ。アメリカ政府は、リーマン・ブラザーズがおかしくなったときに助けなかった。私はあれが大きな間違いだというふうに今でも思っていますけれども、あれで引き金を引いてしまったんです。

問題は、あのときも、当時、麻生総理大臣、総理大臣だったと思いますが、リーマン・ショックのときに、日本の経済への影響というふうに言われたときに、日本は直接は大した影響はないだろうというふうにおっしゃられていました。私は外から聞いていましたけれども、政治家って何て鈍感なんだろうと、あのとき思ったんです。

というのは、もうあの時期では、金融マーケットでは、クレジットマーケットがめちゃめちゃずれていまして、もうこれは、資金調達がみんなできなくなつて、負の連鎖をどんどん起こすんじゃないかということで、我々は本当にそれがある意味予見をして、それでいろいろな対応をしているという段階に入っていました。

しかし、ぜひここで私が言いたいことは、今の危機というのは、実は、今の世界経済というのは金融資本主義ですので、実体経済から起きるんじゃないんですよ。金融がまずおかしくなつて、そこでお金回らなくなつて、回らなくなつてくると結局実体経済に影響が出てくる。そして、全体が収縮するから、日本もあのとき成長率ががあと一〇パーも落ちるということになったという

ことなんですね。

今回も、このアメリカの問題、米中の問題、これが本当に深刻化すると、金融市場が非常に、クレジットマーケットも含めておかしくなつて、そこからまたリーマン・ショックのようなことが起きかねないということを私はとても今心配しています。今の状況というのは本当に、先行きは、この一カ月、どっちに転んでもわからないという非常に危険な状態に入っているというふうに私は今感じているんですけれども、そのあたりの肌感覚というか、大臣の御認識をまずお伺いしたかったんです。

○麻生国務大臣 少なくとも、金融という世界の中において、いわゆるストックでひっくり返る会社よりはフローでひっくり返る会社が多い、はつきりしていますからね、これは。

だから、そういった意味では、リーマンのときも間違いなく、それまでの会社、いろいろ似たような会社で、大きなところでフレイマックスだとかいろいろなものがあるわけですね、あのときは、何でリーマンだけ救えなかったんですかね。明らかに、ソロモン・ブラザーズとは言わぬけれども、あのときの、ゴールドマン率いていた当時のアメリカ財務省の人たちが、リーマンと反目の人たちがやっておられたからじゃないかと、いろいろな後づけの話が今よく、十年もたつたらいろいろ出てきてはいますけれども、少なくともリーマンの影響があれだけ出たということを予想していなかったというのが現実だったんだと思うんですよ。

何でそうなたかといえれば、サブプライムローンなる怪しげなものを、御存じのように日本の銀行はほとんど買っていないんですよ。一番買っていたのは野村ぐらいで、あとはほとんど買っていないかつたでしょう。したがって、影響は少ないということ、事実少なかった。大したことはないと言った財務大臣もおられましたけれども、私どもは、このリーマンの後にすぐ、これは金融収縮が起きると思いましたが、IMFを通じて、

日本は十兆円のローンをIMFに対して出したぐらいですから、そういった意味では、対応はきちんとしたものやっていたのかなかぬというので、あのときはさせていただきました。

今の段階は、今言われたようないろいろな問題が、米中の問題からいろいろ起きてくるんだとは思いますが、米中の問題から、少なくとも金融市場においては、つい十年前、いろいろな問題が起きた人たちの、当時の当事者は第一線は引退しておりますけれども、当時の経験を十分に生かせる人たちがそれぞれの立場におられると思いますので、今回のようなことがどのような形で金融業界に及んでくるか、いろいろ、予測のなかなかしかなるところだとは思いますが、十分にとらえたものがあるか、私どもとしては、こういいた状況を、我々はアメリカとはしつちゅう、よく連絡をしますけれども、そういった中で連絡は密にして、対応を誤りなきようにしてまいりたいと考えております。

○今井委員 そこで、ちょっと内閣府さんについてしゃべっていたのでお伺いしたいんですが、すけれども、今回の米中の問題についての影響をIMFやOECDは予想を出しているはずですが、けれども、民間のシンクタンクもその影響度についていろいろレポートを出しています。

内閣府としては、政府として、この影響がどう出るかというのを今分析しておりますか。

○林政府参考人 お答え申し上げます。

米中間の通商問題が日本経済に与える影響につきまして、内閣府においてもさまざまな分析をしているところでございます。

例えば、直近でございまして、ことしの一月二十五日に公表いたしました日本経済二〇一八―二〇一九、いわゆるミニ白書と呼ばれているものでございまして、そこでは、日本経済を含め、世界経済として三つの経路があるんじゃないかということまで分析しております。

第一は、まさに追加関税措置が対象となつてい

る財の貿易を押し下しをして、米中両国の経済を減速させるという、そういう直接的な影響。そして、第二は、輸出財の生産が減少した場合に、それがサプライチェーンを通じて、日本を始め、その財の生産に必要な部品等を供給している国・地域にも影響を及ぼす可能性。そして、三つ目としては、通商問題の先行きの展開が不透明な中で、貿易や経済動向の先行きに關する不確実性が高まることによりまして、企業活動が慎重化したり、あるいは金融資本市場の変動が高まる可能性、こういった影響を分析しております。

また、委員御指摘のありましたOECDやIMFなどの国際機関の経済モデルを用いた分析、試算も、私どももこうしたものを参考にしておりますが、やはりモデルによる試算は、仮定の置き方、それからモデルの構造、マクロモデルなのか、それとも一般均衡型のモデルなのかといったモデルの構造によって試算結果が変わりますので、そうした限界を認識しつつも、十分に参考にして影響を分析しているところでございます。

○今井委員 ちょっと確認したいんですが、すけれども、今、定性的な分析はされているというふうにおっしゃいましたが、定量的なものは、一応参考にはしているけれども、政府としてはそういうものは仮定がいろいろ置きにくいのでやらないということですか。

○林政府参考人 先ほど申し上げましたように、OECDやIMFでも分析を、モデルを用いて試算をしておりますが、それらの試算の前提になっている仮定の置き方、それからモデルのつくり方、マクロモデルもございまして、GTAAPと言われる一般均衡モデルもございまして、いろいろなモデルがございまして、それぞれモデルの特性が分析の結果に出ますので、モデルを用いた分析には一定の限界がございまして、ですの、私どももいたしましては、現時点ではモデルを用いた定量的な分析はしておりません。

ただ、国際機関の分析については十分参考にさせていただきます。

○今井委員 ちよつと時間が少ないのでここはこれ以上詰めませんけれども、本当に影響が非常に大きく出る可能性がありますから、十分分析をしておいていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

外務省さんにきよういらつしやつていただいでいて、WTO上どうなのかというのをいろいろお伺ひしたいんですけれども、ちよつと先の方をやりまして、後でやらせていただきたいと思ひます。

次に、内閣府の方に最近の経済指標についてお伺ひしたいと思ひますが、直近に出ました四月の消費動向調査、それから今週の月曜日に出了した三月の景気動向指数、この内容について、両方、端的に御説明いただきたいと思ひます。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

まず、消費動向調査でございますけれども、本年四月の消費者態度指数、二人以上の世帯、季節調整値につきましては、三月の四〇・五から〇・一ポイント低下して四〇・四となりまして、七カ月連続で前月を下回る結果となっております。

次に、景気動向指数でございますが、景気動向指数、C Iは、生産や雇用など景気に関する経済指標を統合して指数化したものでございまして、その一致指数の基調判断につきましては、指数の動向をあらかじめ決められた表現に機械的に当てはめて公表しているところでございます。

そして、本年三月の景気動向指数、C I一致指数の結果でございますが、C I一致指数の内訳となります鉱工業生産指数や投資財出荷指数などが低下したことにより、一致指数の前月差がマイナス、かつ一致指数の三月月移動平均が三月月以上連続して低下となりまして、これを先ほど申し上げた機械的な基調判断に当てはめると、悪化という判断になったということでございます。

○今井委員 それではもう一問お伺ひしますけれども、今の三月の景気動向指数ですが、機械的に当てはめて、五段階ある改善、足踏み、局面変化、悪化、下げどまりということ、その悪化局面

面にしたということだと思ひますけれども、この指標が始まってから、過去にたしか二回、悪化という判断がされたことがあると思うんですけれども、そのときは、その後、最終的な判断としてどういう判断がなされたかをまず説明いただきたいと思ひます。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

まず最初に申し上げておきたいのですが、現行の方法による景気動向指数の基調判断を開始いたしましたのは二〇〇八年四月からでございます。限られたサンプル、期間の事例となるということでございます。

この現行の基調判断を開始して以降十一年間におきまして、景気動向指数、C Iの一致指数の基調判断が悪化となりましたのは二回ございまして、二〇〇八年六月から二〇〇九年四月までの十一月間、そして二〇一二年十月から二〇一三年一月までの四月月間の二回でございます。

必ずしも事後的に認定された景気後退期と長さは一致するわけではございませんが、二回とも、この基調判断が悪化とされた期間の一部は景気後退期と事後的に認定された期間と重なっているのは事実ということでございます。

○今井委員 そうなんですね。この指標が出た後、景気動向指数研究会というので分析をされて最終判断をするということですが、過去、悪化になったときは二回とも景気後退だったという判断がなされているということは、紛れのない事実であります。

悪化になったのは今回が三度目です。前回二回をそのまま踏襲するとなれば、今回も景気後退になる可能性が非常に高いという状況になるということです。加えて、先ほど申し上げた、御説明ありましたけれども、消費動向指数も七カ月連続でマイナスと、もう消費も非常に落ち込んでいます。

まさに、日本の景気は非常に今悪化している。もうアベノミクスの限界が今露呈しているわけでありまして、こういう状況の中で、今月末

に月例の経済報告が新たに判断が出ると思うんですけれども、この月例報告というのは、こういう経済指標を含めまして、どういった形で最終的には判断されていくんですか。

○林政府参考人 お答え申し上げます。

月例経済報告の景気判断につきましては、個人消費や設備投資の動向、企業の生産活動、輸出入の動向等、さまざまな数多くの指標、さらにその動きの背景にある経済環境、また企業へのさまざまなヒアリングなどを総合的に勘案をいたしまして、総括判断を行っているところでございます。

○今井委員 そうしますと、今御紹介いただいた二つの経済指標及び来週の月曜日に出了すGDPの速報値、こういうものも当然月例の経済報告の判断の材料の一つになるということよろしいですね。

○林政府参考人 お答え申し上げます。

委員今御指摘の指標も判断材料の一つではございますが、来週は例えば貿易統計ですとかほかにもたくさん統計が出ますので、それを一つ一つ細かく丁寧に見ていくのが私どもの仕事というふう考えております。

○今井委員 では、指標がいろいろ出てまいりましたら、また指標も見ながら議論をさせていただきたいと思ひます。

その上で、今いろいろ指標はありますが、全ての指標ではありませんけれども、最近出てきている指標は、かなり日本経済が低迷しつつあるというところを示している指標が次々と出ているわけでありまして。来週のGDPも、よくてゼロ近辺、下手すればマイナスというのが大体のコンセンサスでありますけれども、この状況下は、今消費税を引き上げることにはたえ得る経済状況であるか、その点について大臣はどういう御認識でいらっしゃいますか。

○麻生国務大臣 この景気判断につきましては、今役所の方から答弁があつておりましたけれども、これは、月例経済報告等々いろいろな経済指標の動きを注視しながら、その中からいろいろな

ものを分析等々させていただいて判断をしているところなんだと思ひますが、五月の月例経済報告も目下分析中なんだと思つております。

いずれにしても、今、輸出の伸び等々、一部の業種の生産活動に弱さが見られてきている背景というのは、間違いなく中国経済の減速の影響があつた、これはもうはっきりしているんじゃないでしょうか。

ただ、中国においても、財政政策を急遽また変更しておられますから、税金等々が二兆元マイナスにされる等々、いろいろ財政出動みたいなことをされておられますので、これが中国経済にとつていいかどうかわかりませんよ、長期的には、我々から見たら、ただ、目下のところの景気対策としては、そういった方策がとられたというのは、外に出てくる影響は決して悪いものには見えませんから、したがって、日本においては、そういったものの影響で、いわゆる急激になつていくところが少し鈍化されるんだと思ひます。

いずれにしても、日本におきましては、雇用とか所得の環境とかいろいろものは改善しておりますし、企業の収益というものは、これはどう考えても、史上最高とか言われるような高水準で続いておりますので、内需を支えるファンダメンタルズというのは決して悪いというふうには考えておりませんので。

私どもとしては、アメリカの景気等々を見ましても、間違いなく、失業率史上最低とか、少なくとも賃金が上がつたり、いろいろな形で、アメリカの経済は間違いなく景気がいいという方向に動いておりますので、そういった海外の動向、中国の動向、アメリカの動向等々を十分見ながらさらに判断をしていかねばならぬと思ひますが、今、景気が非常に上向いていいというふうに考えているわけではありませぬけれども、かいつて、極めて絶望的な状況にあるというふうに思つてはいるわけでもありません。

○今井委員 そうすると、端的にお伺ひします、現在の日本経済の状況は、消費税の引上げに

たえ得るだけの経済の底がたさがあるという御認識ですか。

○麻生国務大臣 ただいまの状況、これはリーマンが起きるとか起きないとかいうような話は別にしておいて、ただいまの状況においては十分にたえられ

るものだと思います。
○今井委員 中国経済の減速が日本経済に与えている影響というのは、私もそのとおりだと思います。ですからこそ、米中の貿易交渉の行方というのは非常に大きく見ておかなきゃいけないということなんです。

確かに二兆元の経済対策を打っています。今回は減税中心で、社会保険料ですとか企業の減税とか、どちらかというとそちらサイドですから、消費者サイドではないので、消費がどうなるのかなというのには私もちよつと実は心配なんです。それだけでも十分かどうかということをよく見ておかなきゃいけませんので、繰り返しになりますけれども、やはり米中の行方をよく見ておいていただきたいということです。

その上で、一つお伺いしたいんですが、これは先日、官房長官にもお伺いしましたけれども、政府の皆さんは、リーマン・ショック並みの状況が起きない限り消費税を引き上げるということを決まり文句のようにおっしゃっておられますが、このリーマン・ショック並みの状況が起きない限りということとは、前回のときは、実は、そういう状況が起きていなかっただけにもかかわらず、起きそうだとということで消費税の引上げを延期しましたが、今回は、起きそうなのというところは含まれていない、つまり、実際にリーマン・ショック級の、不況というか景気後退、そういうものが起きた場合に限り検討する、こういう認識でよろしいんですか。

○麻生国務大臣 官房長官の答弁とほぼ同じことになると思いますけれども、これは、起こらない限りということをお願いしておりますので、これはもう法律で定められておりますので、十月に一〇%に引き上げる予定というように御理解いただ

いてよろしいかと存じますが。
○今井委員 そこには、起きそうだとすることは含まれていないということですね。

○麻生国務大臣 たらればの話をしているわけではありません。起きたらと申し上げております。

○今井委員 わかりました。はっきり言っていただきました。起きたらということでは含まれているので、起きそうだとするのは含まれているというふうな受けとめさせていただきました。

ちよつと時間がありませんので、次に行きましょう。
予算案が成立をいたしました。今、それぞれ、予算に従って執行がいろいろ行われている、執行ないし準備が行われていると思っております。消費税関連、消費税の引上げに伴う財源を伴う関連の予算についての今の状況をお伺いしたいんです。

内閣府と経産省にお伺いしたいんですけれども、今、幼児教育の無償化の準備、ポイント還元、それから商品券、それぞれについて、もう既に、予算案が成立した後、予算を執行して、この準備が始まっているかどうか。そして、それぞれについて、いつごろまでに準備を完了する予定か。それぞれ、三つ、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○川又政府参考人 お答えいたします。

幼児教育、保育の無償化を実現するための子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、これが先週十日に成立したところでございます。

無償化の実施に当たっては、昨年来、国と地方自治体とで実務に関する議論を行う機会を複数にわたって設け、一緒になって事務フローを検討するなど、既に準備を進めております。

引き続き、本年十月からの円滑な実施に向けてさまざまな取組を通じて周知、説明に努めるなど、実務を担う地方自治体と連携して準備を進めてまいりたいと考えております。

○藤本政府参考人 ポイント還元事業について御説明いたします。

予算成立以来、決済事業者について公募を行いまして、今週、第一弾の本登録を実施しております。

また、中小・小規模事業者の登録につきましては、先月半ばに登録要領を発表いたしました。今週から各地での説明会を開催しております。

十月からのポイント還元事業がスタートできるようにしっかりと準備してまいりたいと考えております。

○井上政府参考人 お答えいたします。

商品券事業でございますけれども、この事業は各自自治体の実施主体でございます。現在、専門部署の立ち上げなどの事業の実施体制の整備、取扱店舗の公募等の準備、それから、さまざまな事業者との契約に向けた準備等々が着実に進められていると承知しております。

十月一日に対象者の方に着実に商品券を利用いただけるように、現在準備を鋭意進めている段階と承知しております。

○今井委員 ありがとうございます。

先ほどから、今後の経済情勢について私は非常に懸念を持っているということをお願いしているんですけれども、一方で、こうやって、もう既に予算が上がって消費税の引上げを前提とした政策を皆さんが進めておられるわけですね。各自自治体も既にその準備を始めておられます。

この状況下で、果たして本当に実務上、消費税の引上げを凍結するということができるんだろうか。いや、それは正直、もうやらないといつて、みんなごめんと言ってしまう。また予算を組み直せばいいわけですから、理論上はできると思ひますけれども、実務的に、そんなことをやったら、いろいろな今準備をしている人に大混乱が起きてしまうんじゃないかというふうに、その部分は大変心配しているんですね。

大臣、この消費税の引上げ、予定どおり、リーマン・ショックのようなことが起きない限りとおっしゃっていますけれども、そうはいってもどこかにやはり最終の期限がないと、これ以上は、

ここ以降はもう無理だという時期はあると思うんですよ。それは九月三十日なんですかね。九月三十日まではその判断ができるということなんですか。そういうデッドラインというのはないんでしょうか。

○麻生国務大臣 引上げの時期は、もうこれは法律で定められておりますとおりなので、お尋ねの最終判断なるものの趣旨がちよつとわかりかねますけれども、消費税につきましては、もうたびたび申し上げておりますように、リーマン・ショックのような出来事が起こらない限りということ、この法律で定められたとおり十月一日に一〇%に引上げを行う前提で進めてまいりたいと考えておるんですけれども。

いずれにいたしましても、その判断というのは、まあ、たればの話ばかりしても始まりませんので、どのような形というのになつて、そういうときになつたらどういうことになるのか、ちよつといろいろなことを想定をしていると、ずつといていかないかぬことになりまして、今の段階で、私もとしては、引上げが困難と判断される事態というものを予断を持って申し上げるということはいいたしかねます。

○今井委員 なかなか答えにくいと思ひますけれども、そうはいってもやはり周辺は進んでいます、ある一定段階まで来たらそれはもう撤回できないという時期に入つてくると思ひますから、その点についてはまた、もし凍結を判断されるのであればすぐにでもされた方がいいんじゃないかなというふうには思ひます。

先日、衆議院内閣委員会だつたと思ひますが、安倍総理がお答えになつていたことに関連してちよつと大臣にお伺いしたいんですけれども、幼児教育の無償化に関しては消費税の引上げに伴う税収を財源として行うものであるから、消費税を引き上げることが前提であるというお答えがあつたんですが、仮にそこが欠落、財源が欠落した場合はどうされるんですかというときには、そこは答弁を少し濁しておられたように私は聞こえまし

た。

ちよつと大臣にお伺いしたいんですけども、万が一消費税を引上げをするのを延期した場合に、幼児教育の無償化だけはやはり進めようということになって、財源がないから、では当面、赤字国債を発行してそれを財源に当てよう、こういうことはまさかまかり通ると思わないんですけれども、それはいいですね。

○麻生国務大臣 これは典型的な仮定の質問ですから少々お答えしかねますけれども、そもそも消費税の引上げというのは、急速な高齢化というものの世の中を背景として社会保障給付というものが大きく伸びているという中であって、全世代型の社会保障というものをきちんとやっていくための安定財源を確保するためにどうしても必要なものだ、私どもは基本的にそう理解しております。

したがって、この話は、たびたび申し上げますように、リーマン・ショック級の話が起きない限り十月にやらせていただくことを申し上げておるところでありまして、消費税の引上げに向けて、それができるよう、いわゆるいろいろな状況が厳しくなるかもしれないけれども、経済財政運営できちんと対応できるようにしていくということが答えだと思っております。

○今井委員 ちよつともう一度そこをはつきりお答えいただきたいんですけども、基本的には、政策を行うに当たっては、財源が伴って政策が行える、これが大原則だと思ふんですけども、その財源部分がなくなれば、当然、その財源をもとにした政策はできなくなる。仮に、それをやろうと思つて一時的に赤字国債を発行するというのは、私は邪道だと思ふので、こういうことは財務省としては受け入れられないということでしょうか。

○麻生国務大臣 同じ質問を別の言い方をされているので、答えは同じであります。

○今井委員 なかなかお答えいただけないんですけれども、まさかそんなことはないと思います

が、そういうやり方は財政の規律上本当に問題がありますので、絶対にやつていただきたいくないということをお願い申し上げておきたいと思ひます。

ちよつと時間が大分なくなつてまいりましたので、全部はできないんですけども、大臣にもう一点お伺いしたいんです。

四月にワシントンで行われましたG20の財務相の会議の場で、終わった後の記者会見があったと思いますが、その記者会見の場で、大臣は、消費税の引上げに関して、日本経済の持続的成長に向けた意思と決意のあらわれとして十月に消費税の引上げを実施するということをご場で明確におっしゃっておられました。

今度は六月の七から九ですかね、福岡でG20の財務相の会合が二十八、二十九の前段階ということで行われるというふうに承知をしておりますが、この六月のG20の場でも、消費税の引上げに関して、やはり国際社会に対して、日本はどのようなことをはつきり、四月のときと同様、意思表示をされるということでしょうか。

○麻生国務大臣 四月のG20の場におきましては、これは日本の経済に対する質問等々いろいろあつておりましたので、その中の一環として、我々日本政府の意思として、きちんとした決意のあらわれの一環として消費税の引上げについて述べております。

六月前半に福岡でG20の財務大臣・中央銀行総裁会議というのをやらせていただくことにしておりますけれども、今この話で述べたもの、いろいろほかにも議題がいっぱいありますので、私どもとしては、現時点で、何を述べるかということについて今お答えするという段階に、まだそこまできちんと全てが積み上がったというわけではございませんので、今の段階で、何を言ふかということについてお答えさせていただくことは差し控えてさせていただきます。

○今井委員 しかし、四月のG20では、消費税のことについては明快に答えておられるわけです。

その継続ということであれば、六月にも当然同じことをおっしゃらなきゃおかしいと思うんですが、何か環境が変わつていいるんですか。

○麻生国務大臣 我々は議長国をやつていますので、議長は議事を全部取り仕切らないかぬという立場にありますので、そういった意味では、私どもとしては、今申し上げたような形で、四月に言ったから六月に言わないというのではなくて、もう四月に言つてあるから六月にあえてまた言う必要はないというように理解してもらつていいかもしれませんから、別に、その場の雰囲気を考えて発言させていただければと思つております。

○今井委員 済みません、時間が来ましたので、ちよつと外務省さん、済みませんでした、終わらせていただきますが、議長国だからこそ、財政規律という観点も恐らく議論になると思ひますので、日本としては、それに対してどういう態度をとるといふことを明快に答えられるというのが私は正しい行爲だと思ひますので、この段階でそのことをおっしゃらないというのは、私は非常に不誠実だと思ひます。そのことを申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○坂井委員長 次に、前原誠司君。ありがとうございます。

○前原委員 国民民主党の前原です。まず、委員長と与党の筆頭の理事に申し上げておきたいと思ひますが、かなり与党側の欠席が多いです、定足数に満たなくなつたら質疑をすぐやめますので、その点はしっかりと留意していただきたいというふうに思ひます。

さて、まず、麻生大臣に、財政のことについて議論をする前提として少し定義を議論させていただきたいんですが、財政破綻、財政が破綻するというのは、どういうことをいうんですか。

○阪田政府参考人 お答え申し上げます。財政破綻とは、一般に、財政状況が著しく悪化し、その運営が極めて困難となる状況をいうものと考へております。

困難でございますが、何らかの理由で財政の持続可能性への信頼が損なわれた場合には、金利が急激に上昇し、経済、財政、国民生活に大きな影響が及ぶことになると思ひます。

○前原委員 今のことをまとめると、要は、政府が行つた負債というものが返済できなくなると。運営ができなくなると金利の上昇ということ、個別におつしやいましたけれども、要は、政府が抱える負債の返済不能、若しくは利払いが不能になること、いわゆる債務不履行ということではないでしょうか。

○阪田政府参考人 今ほど御答弁申し上げましたように、財政破綻そのものがこういう事象であるといふと、具体的に申し上げるのはちよつと困難なんではないんですが、大きく言ひますと、まず、財政の持続可能性への信頼が損なわれているということ、その結果、財政運営が極めて困難となる状況全般ということかと考へております。

○前原委員 英語で言うところ、デフォルトでいいですね。

○阪田政府参考人 国債が返済できなくなること、デフォルトということかと思ひます。

○前原委員 それでは、今まで財政破綻、デフォルトを起こした国の例を幾つでもいいので挙げていただけますか。

具体的にはどの国かということをお答えしてくれと言つていたわけじゃないので、私の方から申し上げますと、例えば、ドミニカとか、それからエクアドルとか、それからコートジボワール、ウクライナ、最近ですとギリシャ、こういったところが挙げられるのではないかとこのように思ひます。これらは、いずれも、外貨建ての国債や社債、あるいは外貨建ての銀行借入れなどを行つていて返済が滞つた例なんですね。アジア通貨危機やメキシコ通貨危機もそうかもしれません。

さて、これからは大臣にお答えいただきたいというふうに思ひますが、通貨発行権がある限り自国通貨建ての負債の返済不能に陥ることはないとの主張がありますが、これはどのように考

えられませんか。

○麻生国務大臣 最近、与党でもよく話題になっておられるお話で、通称MMT、モダン・マネタリー・セオリー、現代通貨理論と訳すのかな、そういうようなものなんだと思っておりますが、いろいろの方がしゃべっておられるのは理解をしておりますが、これについて、今言われたように、自国通貨というものを保持している国では、貨幣を無限なく発行ができるから、早い話がデフォルトに陥ることはない、簡単にはそういうことを言っておられるんだと思いますが、政府債務残高というものがどれだけ増加しても問題はないという考え方として、最近、いろいろな方が言われているように思っております。

今言われたような国々というのは、そうですね、ほかに、私、まさにハイパーインフレーションの真つただ中のブラジルに、五十年ぐらい前に、あのころは伸び率が年率一八〇％だったかな、デルフィン・ネット率いるブラジルに一年住んでいましたので、そのときの朝のパンの値段と夕飯のパンの値段が違ふという事態のところに住んでいましたので、そういうものだというのはわかっておるつもりなんですけれども、少なくとも、そういったような状況になり得るといふ現場にいますと、これは、ハイパーインフレーションというのは恐ろしいものだといふのはよくわかるんです。

少なくとも、このMMTという話というのは、外貨の場合でありますけれども、日本の場合は外貨でいわれる国債を売っておりますから、外国人が買つてもらっている日本の国債というの今は十何％はあるかと思いますが、その中、それはいづれも全部円建てでありますから、少なくとも、いわゆる、今言われたような国々の状況のような、外貨でやっているわけではありまけんから、それは全然状況は違つておるんだといふのは確かにあります。

しかし、現実問題として、この種の話はよく言われるところではありますけれども、日本の場合は、GDPと言われるものの約二倍に達する累積の債務というものを抱えておりますので、今は、御存じのように、個人金融資産が一千八百六十兆とか巨大なものがありますので、預金等の潤沢なものが、国内の家計、金融資産の中に存続をしておりますから、そういった意味では、いわゆる、外から見た場合は、バランスシートの上でいけば、債務超過になっているわけではないではないかと、いろいろな表現があるんだと思っておりますので、結果として、極めて低い金利水準で事がずつと安定的に、自国通貨建てだけで国債というものが賄われているという極めて幸運な状態が続いているんだと思えます。

しかし、これは、いづれにしても、少子高齢化という避けがたい問題が目の前にありますし、経済とかその他の社会構造が変化してまいりますので、こういった状況がいつまでも続いていくとは限らぬというように覚悟しておかなきゃいかぬのであつて、少なくとも、財政運営に対する信頼というものがなくなつてくれば、これはマーケットがどう判断、反応するかというのは極めて大事なところなのであつて、借換債の発行というようなものが困難になつてくるとか、それには多額の金利が要するようになるとか、いろいろなことが考えられますので、財政の対応力ということが失われていくということも十分に考えておかねばなりません。

このMMTの話というのは、よく最近、何とかというアメリカの下院議員がこれをえらく言つて当選したというの、一つのネタになつたんだという話をアメリカ人から聞いたことがあります、そういう意味で、私どもとしては、今この種の話に乗つたつて、これに対しては、コリン、サマーズとか、ミツチエルとか、みんなこれはいずれも、とんでもないと言つて反論をしている著名な経済学者もいっぱいおられますので、私どもとしては、この種の新しい話に關して、日本は、この実験場にしてやってみようじゃないかという気持ちは全くありません。

合、GDPと言われるものの約二倍に達する累積の債務というものを抱えておりますので、今は、御存じのように、個人金融資産が一千八百六十兆とか巨大なものがありますので、預金等の潤沢なものが、国内の家計、金融資産の中に存続をしておりますから、そういった意味では、いわゆる、外から見た場合は、バランスシートの上でいけば、債務超過になっているわけではないではないかと、いろいろな表現があるんだと思っておりますので、結果として、極めて低い金利水準で事がずつと安定的に、自国通貨建てだけで国債というものが賄われているという極めて幸運な状態が続いているんだと思えます。

○前原委員 質問は違ふんですよ。つまり、MMTの話は、そこから、この前提を聞いた上で、その次にしようと思つていた話で、今、MMTの話はまだしてないんです。質問を一切してない。

私が聞いているのは、要は、通貨発行権がある国が自国建て通貨で負債の返済不能に陥ることはないという主張があるわけですね、それについてはどうお考えなのかと聞いているわけです。つまりは、自国建て通貨で通貨発行権のある場合は返済不能になることはないと言ふ人はいるけれども、どう考えますかということをお願いして、その後、質問でMMTに行こうと思つておられるんです。だから、私の質問通告、大分先に答弁されているんですよ。

○麻生国務大臣 御質問は、このMMTの紙を最初に頂戴していただきましたので、そちらの話かと思つて伺つておりましたが。

いわゆる、いろいろな状況下になりますけれども、今の御意見ですけれども、少なくとも、日本の場合、少子高齢化などいわゆる社会構造とかまた経済の情勢が変化していく中で、これがいつまでも続いていくというわけではないということも考えましたときには、財政運営というもののに対する信頼というものが、これはずつと続きますかね、ずつと赤字発行のままで、バランスシートでいえば資産の方がないわけですから、そういった意味では、借換債の発行というのをやろうとしたときにはなかなか、おまえ、資産が何もないじゃないかという話になりますので、そういった意味では、今度は国債の償還というものにも支障を生じることになりますので、そういった意味では、財政の対応力というものが基本的に失われることになるんだらう。これははっきりしているんじゃないかと思ひますので、したがつて、経済財政とか国民生活に非常に大きな影響を与えるということになるおそれが非常に大きなことになるだろうといふのは想像できます。

それです。

○前原委員 いやいや、端的にお答えいただきたいんです。

通貨発行権がある限り自国通貨建ての負債の返済不能に陥ることはないということについては、いや、違ふということをおっしゃつたんですね。違ふということによろしいですね。それをお答えください。

○麻生国務大臣 それは違いますよ、なかなか返済できなくなりますから。

○前原委員 私も同じ考えなんです。ただ、こういう主張があつて、それがMMTの基盤になつておりますので、今の御答弁は物すごく大事なことです。つまりは、今の議論をする前提として、自国通貨が発行できれば幾ら自国通貨建てで借金しても大丈夫なんだという議論は違いますよということをもまず明確におつたということ、それは共通認識で議論をスタートしたいと思ふんです。

MMTの議論を始める前に、少し違ふ議論で使しようと思つていた資料なんです、七という資料をごらんいただけますか。これは、よく財務省が使われる資料なんですけれども、かなり昔から使われる資料で、戦前それから戦後の対名目GDP比の債務残高、比率をあらわすものでございまして、今は戦前よりもひどくなつておりますねということによく使われるわけがあります。

今、麻生大臣から御答弁いただいたことで私が申し上げたいのは、日本は自国通貨建てだったんです。だけれども、戦争に負けたという要因はあるにしろ、一九四五のところでハイパーインフレーションが発生して、預金封鎖、新円切りかえ、財産税そして戦時特別補償税などなどの債務調整をやつていくということで、自国通貨を発行して、言つてみればデフォルトを起こしているわけですよ。つまりは、日本では起しているわけですね。ということ、我々はまず認識しておかなきゃいけないということなんだろうといふふうに思ひます。

さてそこで、MMTの議論に入りたいと思ひます。

すし、主に黒田総裁にお話を伺いたいというふう
に思うわけであります。

まず、M M Tの定義ということで、これはいろ
いろな方がおっしゃっていることで、まとめさせ
ていただきました。最後の三行がポイントでござ
いまして、独自の通貨を持つ国は、債務返済に充
てる貨幣を無限に発行できるため、インフレ率が
一定の水準に達するまでは財政支出をしても問題
はないとする経済理論、こういうことなんです
ね。

ポイントが、ずるいのには、インフレ率が一定の
水準に達するまでということが逃げ口上で書かれ
ているわけですが、これについては後々
話をしていきたいというふうに思います。

先日の五月九日の参議院の財務金融委員会
で、黒田総裁がこうおっしゃっているんですね。

M M Tについては、必ずしも体系化された理論
でなくて、全貌の把握が容易でなかったためにこれ
を評価するのは難しいが、その上で申し上げると、
M M Tの基本的な考え方は、自国通貨建て政府債
務はデフォルトすることがないということで、財
政政策は、財政赤字や債務残高などを考慮せず
に、景気安定化に専念すべきであるということだ
と理解しております。こうした財政赤字や債務残
高を考慮しないという考え方は極端な主張だと思
いますし、実際、米国の学界でも非常に少数の意
見にとどまっており、広く受け入れられた考え方
ではないというふうに認識しております。

こういうことを答弁されている。
お配りした資料の二においては、一々見ません
が、先ほど麻生財務大臣もおっしゃったし、また
黒田総裁もお答えをされているように、メジャー
な方々はこのM M Tに対しては極めて否定的だ
というのであります。

先ほど申し上げたように、この理論のポイント
は、インフレにならない限りということなんです
ね。ということは、逆に言うと、この議論をして
いる人たちは、インフレになるとの懸念を持って
いるわけですよ。つまりは、この政策をやってい

るといつかはインフレになるということで、逆に
言うと、インフレにならない限りというずるい逃
げを設けているわけですね。

そこで、黒田総裁にお伺いしたいんですが、黒
田総裁は、同日の財金の委員会で、M M Tの議論
で言われているのは、いわば財政赤字とか債務残
高を全然考慮しないで、いわば大量にというか無
制限に国債発行して減税や公共事業に充てる、そ
の国債を中央銀行に全部引き受けてやっていく
という議論でして、そうだったら当然ハイパー
インフレーションのおそれがあるということで、
到底米国の学界でも受け入れられないわけであ
ります、こう御答弁されていますね。

そこで、お伺いします。

当然ハイパーインフレーションのおそれがある
と発言をされましたけれども、どのようなメカニ
ズムでハイパーインフレーションになるとお考え
でこの答弁をされたんでしょうか。

○黒田参考人 まず、M M Tの議論の前提が、委
員も御指摘のとおり、自国通貨建て国債であれば
償還資金を中央銀行による国債引受けて必ず調達
できるのでデフォルトは起こらないということ
を前提にして、そういうもので、したがって、財政
赤字や債務残高を全く気にせずにどんどん財政の
拡張をし、それを中央銀行で引き受けてもらって
いたら大丈夫ですと。

ただ、そういうことを一旦始めますと際限がな
くなって結局インフレになる、あるいはハイパー
インフレになるというのが、いわば我が国のみな
らず各国の経験でありまして、そういうことか
ら、こうしたいわゆる財政ファイナンスというも
のは、結局大幅なインフレが生じて国民が多くの
負担を負うということになるかと思ひますけれ
ども、我が国を含めて先進各国では、中央銀行に
よる財政ファイナンスは認められていないとい
うことかと思ひます。

したがって、委員御指摘のとおり、インフ
レにならないところで財政拡張をとめるのでい

うのはよくわかる、理屈としてはわかるんですけ
れども、過去の例を見ますと、一旦、国債の中央
銀行引受けという形で財政ファイナンスを始め
るとこういうことになってしまう例が非常に多い
ということは、日本を含めた各国の歴史の教訓で
はないかというふうに思っております。

○前原委員 黒田総裁、そのメカニズムを伺っ
ています。同じ認識ですので、やゆするとかそ
ういうことではなくて、では、どういうメカニ
ズムでインフレ、そして取り返しのつかないハイ
パーインフレーションになるかというメカニズム
を伺っているわけです。

では、私がまず申し上げるので、それが同じ認
識かどうかという御答弁をいただきたいと思ひま
す。

この議論、理論に基づく、国債発行しても中
央銀行に引き受けさせるということなんです
結局は、そうすると、当面、金利も抑えられ
し、金利上昇になることはないということなんで
しょうが、私は、そういうことをやっていると
恐らく自国通貨に対する信認が失われると思ひ
ますね。

私は、やはり、一番初めに反応するのは為替
じゃないかと思ひますね。金利は、中央銀行が
国債を引き受けるので抑えられるとして、しか
し、通貨に対する信認というものが失われた場合
には、日本という円安、通貨安、為替が安くな
るといことで、そこから始まるのではな
いか。そして、そうすると、日本のように、輸
入、例えば資源なんかは輸入に頼っていますね、
あるいは食料なんかは輸入に頼っているという
ところで、輸入物価が上がってくるというの中
でインフレが始まってくるというのが、私はメカ
ニズムの初めの取っかかりかと思ひますけれど
も、インフレ、ハイパーインフレになるという
ことをおっしゃっているそのいわゆるメカニズム、
私と同じ認識なのか、あるいは違う御認識なの
か、お聞かせいただけますか。

○黒田参考人 そこはなかなか、経済学というア

イデンティフィケーションの難しいところであり
まして。

例えば、ほかの国の例を出すのもちよつと失礼
かもしれませんが、アルゼンチンを見ますと、委
員御指摘のとおり、まずアルゼンチンの通貨が大
幅に下落して、それがインフレになる、それでま
たインフレが通貨の下落を招くという悪循環に
なっているということで、為替安が先導したよう
に見えるわけです。ただ、どうして為替安になっ
たかと言われれば、それは、通貨の信認、つま
り、将来インフレになると思ったので通貨を売っ
ているわけですので、この両者がどういう因果関
係でどういう順で起こるかというのはなかなか一
概には言えない。ただ、為替が通貨安になるとい
うことがハイパーインフレの原因となり、結果と
なる大きな要素であることには間違いないと思
います。

ただ、そうした為替、通貨の影響が起こる一つ
のきっかけというのは、やはり、財政赤字とか債
務残高を全く気にしないでどんどん財政を拡張す
る、それを中央銀行がどんどん引き受けてファイ
ナンスするということになれば、明らかに実態を
超えた需要超過になり得るわけですね。

ですから、典型的なマクロ経済学の標準的なシ
ナリオでいっても、需要超過でインフレになる、
あるいはそれがまた通貨安を招くということもあ
り得るので、御指摘の、通貨の信認が失われ、為
替が安くなってインフレ、ハイパーインフレにな
る、そういうメカニズムもあるし、それが重要な
要素であることは事実なんですけれども、先ほど
申し上げたように、為替安とインフレとの間には
相互に原因となり結果となることもあるし、それ
から、そのもつと背景には、無制限の財政拡張が
需要超過で国内物価を引き上げていくというメカ
ニズムも働いている。

だから、そのいわば三者が、通貨安、国内イン
フレ、それから需要超過、典型的なマクロ経済学
の議論のとおりなんです、確かに、非常にハイ
パーインフレというところを見ると、通貨安とい

うのが非常に大きな要素になっているということ、最近のアルゼンチンの例などを見ましても、そのとおりだと思います。

○前原委員 それに加えて、そのメカニズムを少し、もうちょっと進めていきたいというふうに思いますが、インフレが発生するというふうになったときに、日銀はどちらを優先させるんですかね。

例えば、日銀はそんな政策はとりません、ですから日銀としてお答えするのはということであれば、一般論で結構ですよ。中央銀行として、一般論で結構なんです。景気を刺激するために、例えば国債を買って、そして金利を抑えている、しかし、いわゆる需要と供給のバランスがとれた形で、いい形でのインフレではなくて、先ほど言われたような形での、私が申し上げた輸入物価の上昇も含めて、あるいは国内物価の上昇も含めて、悪いインフレが起きてきたということの中で、インフレを抑えなきゃいけないということになれば、当然ながら中央銀行は、今度はまた、それに伴って上昇するインフレを抑制するために金利を上げるといようなポジションもとらなきゃいけないと思うんです。

スタグフレーションみたいな形になるわけですね。景気が悪くて、だけれどもインフレになりますということがあるんですが、こういう場合の金融政策、もちろん、ぱんと単純に言えるわけではないというふうに思いますけれども、ある方が、財務省の幹部の方ですけれども、複合的なことになるといふこととありますが、このようなスタグフレーションのような状況になったときは、中央銀行あるいは日本銀行の総裁としての黒田総裁の考え方としては、景気を大事にされるのか、それよりは物価安定を大事にされるのか、どちらを大事にされるんですか。

〔委員長退席、越智委員長代理着席〕

○黒田参考人 中央銀行はどこでも、やはり物価の安定というのが最大の使命であるということをは

旨としておりますので、当然、日本銀行も物価の安定を第一に考えるということでありまして。

なお、対外的な理由で、例えば、原油価格が大幅に上がった、第一次石油ショック、第二次石油ショックとありましたね。そういう場合の対応として、第一次石油ショックの教訓から、第二次石油ショックのときに日銀も含めて各国の中央銀行がわかつたことは、石油価格の大幅な上昇というのは、外的な一種のサプライショックとか輸入コスト上昇、それを一切物価上昇に反映させないように徹底的に引き締めるということでは適切でない。ただ、石油価格が上昇して、それによって一定の範囲で消費者物価が上がったことは認めるけれども、それが二次的に賃金とか将来のインフレ率に反映していくことは防圧するということが適切だったというのが第一次石油ショックの教訓で、第二次石油ショック、各国とも、その結果、第一次石油ショックのようなインフレにもならなかったし、また、第一次石油ショックのときのようなスタグフレーションの厳しいことにもならなかった。

ですから、石油価格の暴騰のような全く外的な要因で輸入価格が上がって、それが国内の物価に反映していくときの対応策というのは、それが一切物価安定目標を超えていけないというふうにするのが適切だとは言えないと思うんです。

それはそうだと思うんですが、ですから、一時的な、純粹に外的なショックに対しては、その内容、影響の程度、見通しを見きわめて適切な対応をとって、やはり物価安定目標を中長期的に実現するということが正しいと思うんですが、為替の場合には外的な要因で動くこともありまして、先ほども委員御指摘のように、一種の、財政とか通貨に対する信託が失われて、それが将来のインフレを予想させて為替が下落するといような場合には、これは国内的な要因で為替が下落しているわけですから、それによる輸入物価の上昇を受け入れる、認めるというわけにはいかないと思うんです。

ですから、物価はいろいろな状況、いろいろな要素によって影響されますので、中央銀行としては常に、その内容、影響の持続の度合いとか、そういうことを丁寧に見きわめて適切な対応をとる。ただ、あくまでも、中央銀行の使命というのは物価の安定であるということには全く変わりないと思います。

○前原委員 よくわかりました。

MMTの危険性というのは、ハイパーインフレーションを起こす可能性がある、自国通貨建て、自国通貨の通貨発行権があってもそれはデフォルトする可能性があるんだということの中で、そして、そういうものが起きれば中央銀行としては非常に難しい対応をしなければいけないというところを、原則が物価の安定、内的な要因と外的な要因に分けて今御説明をいただいたわけですが、

加えて、私が申し上げますと、このMMTの怖いところは、当然ながら、金融機関も、金利が上昇するということは国債価格が下落しますので売りますよね。そうすると、更に下落をする。金融機関の損が確定をしたりしますし、また、当然ながら、今まではほぼゼロ金利でお金を借りて経営をしていた企業が、今、日本の場合はほとんどですから、そういうところから、少しでも金利が上がったなら、もうとてもじゃないけれども経営ができませんというところになる。そうすると、金融機関もあるいは企業も経営が行き詰まるという、言ってみれば連鎖的なシステムリスクを起こす可能性が極めて高い、こういうことだと思えます

し、日本の場合は外準がどれぐらいあるかということ、一兆ドルぐらいですか、今一兆ドルぐらいです。これを抑えるにしても限界があるということでありまして、自民党の中でMMTを殊さら声高におっしゃっている方はおられますけれども、私は極めて、これについては日本を破綻に導く考え方だということは申し上げておきたいというふうに思います。

その上で、この政策が出てきている背景は、日

本がモデルだと言っているわけですが、ここはちよつと黒田総裁とは違う立場で議論をさせていただきますが、今までの委員会等々で、いや、全然違うんだということをおっしゃっているわけがあります。ただ、日本をモデルにしているという点では、それはいろいろな方々が、これだけ日本は、千倍兆ですか、今、国の借金が。だけれども、金利も低いし、そして、円も為替も極めて安定的に推移をしている。しかも、日本は、債務残高は、名目対GDP比でいうと世界最悪の水準ですよ。それでも大丈夫じゃないかと。

先ほど七で見ていただいたように、デフォルトを起こした日本が、終戦直後よりもひどい状況になっているのに大丈夫なんですか。そこは、先ほどまさに麻生大臣がお答えになったように、外国の保有割合が一〇〇％程度ですね、国債。約九割が国内で持たれている。そして、その半分が日銀ですよ。今、四四％ぐらいじゃないですか、四四％ぐらい持っている。

確かに、これも何度も黒田総裁とは議論させていただいているように、イールドカーブコントロールに変更されて、そして、国債のネット増加率は鈍化をして、また、国債の保有残高も、ふえ方がこれも鈍化しているということ、これについて、私は、うまく切りかえられたということとは従来から申し上げているとおりなんですけれども、しかし、裏返せば、今のままの金融政策を当面続けるとおっしゃっているわけですよ。続けるとおっしゃっているということは、言ってみれば、どこかで円に対する信託が失われる可能性がなきにしもあらずですよ。それは、そういうものを注意しながら運営するんだということをおっしゃいますけれども。

ここにおられる同僚議員の方々の支持者の、例えば経営者や資産を持つている方々にお話を聞かれた方々も多いと思うんですが、少なくとも私の支持者の方々の中では、やはり将来を見据えて、資産を、例えば外貨建ての運用に変えたりとか、あるいは現物資産にかえている方々がおら

これは、アメリカ側に見せた資料で、これで反論があるなら言ってみると言つて、全くそれ以後反論はありませんけれども。

それは、基本的に、八十円から百十何円まで円がどつと安く、円安になつていつていたときのこの六年間の間、間違ひなく、輸出をやつております各社は、値段を据え置いてシェアをとらなかつた、そして利益をとつたという形になつて。トヨタが一番いい例かもしれませんが、トヨタのシェアはほとんど、日本からの輸出車のシェアはふえておりません。しかし、トヨタは御存じのように膨大な利益を得ましたから、それは間違ひないんだと思ひますので、日本の産業界は極めて賢く立ち回つたというのが事実としてあります。これを政策的に、戦略性にやつたかどうか、それほど頭が回つたかどうか知りません。そこは、私は、こちらは想像でしかありませんから。ただ、数字としてはそうなつておりますので。

したがつて、我々としては、いわゆる金利若しくは為替等々というものが貿易に直接影響してないという事実の数字を見せて、これは大統領にも直接見せましたし、ライトハイザーにももちろん、もちろんムニョーシンにも全部この数字を見せておりますので、このところ、その種のことに関して、少なくとも、我々財務省に対して向こうの財務省から言われたということはほとんどありません。

いろいろ対話しているときにも、もうあの数字を皆、向こうも知つていますから、この話を特に言うつもりはないけれども、我々も、民主党、アメリカの民主党からわんわんわんわん言われるから言うのだ。それは当然だろう、こつちだつて同じようなものだ、そこだつてそういうことになるんだ、現実問題はそこだつてという話はお互いに理解はできておるといふけれども、立場があるうかと思ひますので、だから、対話と記者にしゃべる話とはかなり差が出てくるというのは、日本でも似たような話はいっぱいありますから驚くことはいないので、そういったものだと思つておりますが、い

ずれにいたしましたしても、現場は極めて現実的に事は動いておると思つております。

○前原委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

私がお聞きしたかったのは、今御答弁は全く外れてはいないんですが、要は、貿易にかかわる合意の中に為替は何らかの形では入れない、しかし、もつと言へば、プラザ合意みたいな違う形での為替の合意というのがあるのかということをお私に聞いていたわけですね。

○麻生国務大臣 これは、基本的に、今そのような激しい状況になつてきているという状況に全くありませんので、今の状況でそういうことがあり得るかといへば、今の状況では考えられませんかとお答え申し上げます。

○前原委員 わかりました。

その上で、黒田総裁に、今後の米中経済摩擦が世界経済、日本に与える影響の中で、さらなる緩和という議論も出てくるかもしれませんが、その前提として、いろいろな、今までの金融緩和に対する副作用というのがあるわけですね。それについて、きょうは地方銀行の状況について少し問題意識を共有できればというふうに入っています。

まず、九ページ、九の図表をのぞいていただきたいと思います。これは、各地方銀行、第二地方銀行の、どこかわからないようにしてありますけれども、この公開資料を、少し四捨五入もしてありますので、これは私の事務所が作成したということで御理解をいただきたいと思いますけれども、ただ、公開資料をもとにしてありますので、もちろんほぼ事実の数字であります。

左を見ていただくと、やはりこの六年間で貸出金利はすごく低くなつていっているわけですね。これだけ低下をしていっていることでもあります。異次元の金融緩和で金利を抑えるということの中で、貸出金利がこれだけ低くなつています。

その中で、右を見ていただくと、では、いわゆる金利が低くなつたためにどれだけ利息収入が減つたかということについて書かれていっているわけ

あります。当然ながら、金利が低くなつて、利ざやが少なくなつていて、この部分についてはほとんど地方銀行がマイナスになつていっているというところはおわかりいただけるのではないかと思います。

次、十をのぞいていただきたいと思います。ただし、地方銀行にとつてはマイナスばかりではないわけですね、この黒田総裁がやられた異次元の金融緩和というのは、

何かというと、まず金利を下げる、結果として円安になる、企業のいわゆる株価が上がるということの中で、六年間で株価が上昇するということが、真ん中が株式の含み益、そして右側が債券その他の含み益ということで、あくまでも含み益ですよ、真ん中と右側を足したものが一番左になつていっているわけでありまして、含み益としては、やはりどの金融機関も多くなつていまして、ということ、金利が下がつて、利ざやが狭くなつて、その点については厳しけれども、しかし、持っている有価証券などそういった資産の価値はふえました。例えば、いい企業の株を持っている銀行であれば、その配当金というものは、当然ながら株高でふえているというプラスの面もありますということでもあります。

問題は最後の十一なんです、この十一というのは一体何なのかと申しますと、コア業務純益と言われるものでございまして、コア業務純益というのは何なんだということなんですけれども、これは、収益から国債の売却益、つまりは身を削つていっているわけですよ。身を削つていっているわけですよ。つまり、先ほど申し上げたように、本業で損しています、だけれども配当金なんかではプラスになつています、でも、それで経営が苦しいからいわゆる資産を売つていっているわけですね。そういうことの中で、コア業務純益がどうなつていいるかというところのものが十一なんです。

プラスになつていいるところもあるじゃないというふうに見られるかもしれませんが、そうなんです、実は、これは株の配当収入が含まれてい

んですよ。含まれていいる。含まれていてプラスになつていて、でも、それを入れてもマイナスになつていいるところがあるんです、これだけ。

六年間で株価が上がりました。資産の含み、株も含めて含み益が上がりました。配当金もふえました。しかし、本業は大赤字です。そして、いわゆる資産の切り売りをしてまだ大変なところがこれだけあるということなんです。

さて、これから米中の貿易摩擦、私は覇権争いだと思ひますけれども、長く続く可能性があるとこの中で、先ほどからお話をされているように、物価の安定、二％という物価の安定目標に向かつてやられるということでありまして、FRBやECBあるいはほかの中央銀行が今までとは違うやり方、FRBも完全に考え方は変わりましたよね、そういう中であつて、放置しておく、まさにリーマン・ショックの後の日銀、私はあのときは、むしろ金融緩和をもつとすべきだと。白川さんは、それまでに金融緩和をしていたから及び腰だつたわけですよ。だけれども、ほかの国が金融緩和をやつたために、その差で、先ほど麻生大臣がおっしゃつたように日本は急激に円高になつたわけですよ。そういう苦い経験があるわけですね。

ということになると、黒田総裁としては、やはり、FRB、ECB、あるいは他の国の中央銀行の動向を見ながら、必要以上の円高にならないような金融緩和というものは当然ながら視野に入れないかなきゃいけない。他方で、今までやってきた金融機関でこれだけ、地方銀行は特に傷つていいる、体力が落ちていいるというところの中で、どういった策を、こういうものを前提にしてとられまつかというところをお答えいただきたいと思います。

○黒田参考人 まず、御指摘のFRBあるいはECBの金融政策、昨年まではいわゆる正常化プロセスをたどつていたわけですが、ことしに入つていずれも、それを中断というか、世界経済の減速の状況、それからマーケットが若干混乱したとい

○黒田参考人 二点ほど申し上げたいと思うんですが、日本銀行の金融システムレポートでも累次のレポートで指摘しておりますように、確かに、低金利環境の長期化、さらには、もつと構

○前原委員 もう時間が来ました。終わりますけれども、今すぐ追加緩和を検討しているということではありません。

で考えてくれと。今現に授業料減免を受けて、年度の制度の対象外になる人もいる、その人についてどういう手当てをするかは、これから大学と相談して調査をして、必要であつたら手当てをしな

きやいけないので、財務省と折衝していく、これが法案審議の中であつた話です。

まず、大臣に確認したいんですが、二〇一七年の総選挙のときに、消費税増税を財源に低所得者の高等教育の無償化を行う、これが自民党の選挙公約でした。しかし、このときに、それと引きかえに現在ある大学の授業料減免制度を廃止するという選挙公約というのはあつたでしょうか。

○麻生国務大臣 文部科学行政にかかわる与党の公約に関する御質問ですか、それは。ちよつとそれに対する具体的な答えは差し控えたいと思いますが、これは、各大学独自の基準で授業料の減免というのを現在行われているんだと思いますので、その公的支援の取扱いについては、これは、各大学が、いろいろ授業料減免の実態がどうやっておられるのか、ちよつと明らかではありませんので、現段階で政府として何らかの決定がされたというような話は聞いておりません。

○宮本委員 いや、公約ですから、これは麻生さんも含めて、自民党の公約として掲げられていたわけですよ。

きょう文科副大臣も来ていらつしやっていますので、じゃ、麻生さんがお答えにならないからお伺いしますけれども、自民党の公約で、現在各大学でとらわれている授業料減免措置を廃止する、なくすという公約はなかつたですよ。

○永岡副大臣 御質問にお答えしたいと思いますが、

公約で、今の宮本委員のお話のようなことはなかつたかと存じております。

○宮本委員 そうなんです。公約ではそんなこと言っていないんですよ。真に支援が必要な所得の低い家庭の子供たちに限って高等教育の無償化を図ります、このため、必要な生活費を贈与給付型奨学金や授業料減免措置を大幅にふやしますと。この授業料減免措置を大幅にふやしますという文言は、今あるのは前提で、ベースで、更に広げるということしか私は読み取れないと思うんですよ。

ところが、専門学校や私立大学には一方で大きく広げますけれども、収入基準については切り下げるといふことが今度の法案の審議の中でも大変問題になつたわけですね。

先ほど大臣からいろいろ答弁がありましたので、改めて確認しますけれども、今度のこの大学等修学支援法案の作成に当たって、現在の大学の授業料減免制度の扱いについては財務省と文科省との間で何らかの取決めはなかつたという理解でいいわけですね。

○麻生国務大臣 大学等のいわゆる修学支援法ですけれども、これは、骨太の二〇一八などの閣議決定を踏まえて関係省庁において具体的な内容を検討して、昨年の十二月に、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について関係大臣で合意したものだとして理解しております。その中で、最終学歴によつて平均賃金に差が出たり、低所得の家庭の子供たちは大学への進学率が低いという実態を踏まえて、真に支援が必要な低所得者に支援を重点化するとの方針が決定されたものだとして理解しております。

したがいまして、現在各大学で行っている授業料免除の取扱いは、新制度のもとで各大学が適切に判断するものであつて、授業料減免に対する公的支援に関しても、政府として決まっているというふうなものの具体的な方針はないと思つております。

○宮本委員 各大学で自由によつてくださいますいな感じなんですけれども、今は予算措置をとつてやっているわけですよ。収入二百七十万を超えている方でも、国立大学の授業料の全額免除を受けている方というのはたくさんいらつしやいます。今、FREEといつて、高等教育の無償化を求めている学生団体があるそうですね。そこがたくさん学生の声を集めていて、私も見させていただきましたけれども、二百七十万を超える方でも、こんな声がありますよ。年収四百万から六百万、私立は不可なので国公立にとかく行かなければならなかつたという

方、あるいは、年収二百七十万から四百万の方でも、奨学金とアルバイト代から学費、生活費を全て捻出しています、家計が厳しく、親から金銭的支援を受けられないため私立大学は到底行けないため、進学の際に選択肢から外さざるを得なかつたということだとかですね。

本間に、今、政府の方針というのは、全免は二百七十万円までですよ、一部支援は三百八十万円までですよという話になつていて、それを超えた層でも今現に減免を受けている方がたくさんいて、そして、これが打ち切られたら修学に困難が生まれる方もたくさんいるわけですよ。それはもう事実だと思ひます。

ですから、私は、今度の国の、法律をつくつて政策変更したことによつて、現に今授業料減免を受けている方が授業料減免を受けられなくなつて、修学継続に困難が生まれるようなことは絶対にあつてはならないと思ひますが、その点の大臣の認識はいかがですか。

○麻生国務大臣 この新しい制度のもとで、公費とかその他の財源でどのような学生を対象にして授業料免除を実施するかについては、各大学において判断されるものだとして承知しているんですが、いづれにしても、御指摘のようなケースに関して、各大学におけます減免の理由とか家計基準の実態とか減免の考え方などについて、これは文部省において実態を把握されるものなんだと私どもとしては承知をいたしております。

○宮本委員 文科省は、実態は把握した上で財務省と折衝していきたいというふうに法案審議の中では答弁をされているわけですね。恐らく文科省からは、今受けている学生については引き続きやはり継続して支援してほしい、そのための予算措置をとつてほしいという声が出ると思ひますよ。当然、調査すれば、大変な事態になるというのは明らかになりますので。

ですから、それを受けて、大臣としてはどういう考えなのかというのを伺ひしているんですよ。修学継続に困難が生まれるような事態が今授

業料減免を現に受けている方から生まれないようにしなきゃいけないと思うんですが、そこはいかがですか。

○麻生国務大臣 まだその段階に来ておりませんのでお答えのしようがありませんし、実際にそのような答えが出ないかもしれませんから、今の段階では、私どもとしてはお答えのいたしようがありません。

○宮本委員 私たちが聞いている声の範囲でも、このままでは大変だという声はたくさんあります。文科省が調べても同じことになると思ひますので、そこは、現に受けている方が授業料減免を受けられなくなる、こういうことが絶対にないように考えていただきたいと強く求めておきたいと思ひます。

それで、各大学それぞれで、授業料減免、どこまでやるかは各大学の判断だと大臣は繰り返しておつしやるわけですけれども、しかし、この間、二〇一九年まで授業料減免の枠自体はずつと拡大をし続けてきたわけですよ。それは理由があつて拡大をしてきたというふうに思うんですが、二〇一八年でいえば、国立大学は学生数の一二・二％、授業料減免の枠をとつております。二〇一九年は一二・二％。この間、ずつと毎年ふやしてきているわけですが、これはなぜ毎年、減免の対象者を拡大してきたんですか。大臣、お願いします。

○永岡副大臣 宮本委員にお答えいたします。

文部科学省におきましては、経済的な負担を軽減する観点を中心に、各国立、私立大学が各大学ごとの所得基準やまた成績要件など、それぞれの大学の考えを踏まえながら実施をしている授業料減免について、国立大学法人運営費交付金、また私立の大学ですと私立大学等経常費補助金におきまして支援を実施しております。

対象者の拡大につきましては、文部科学省といたしましては、財政やまた進学率等その時々状況を総合的に判断しながら、可能な予算措置を講じてきたところでございます。

○宮本委員 ですから、なぜ減免対象者を拡大し

てきたのかという、この制度の意義について一言おっしゃっていただきたいと思ひますけれども。

○森政府参考人 今、副大臣から答弁を申し上げましたように、経済的な負担を軽減する観点、そういったものを中心に、各大学でそれぞれ、成績要件とかそういうのを考えながら実施をしていく、そういうものについて、国として必要な支援を、国立大学運営費交付金でありますとか私学經常費補助金等の仕組みにおいて支援をしてきた、そういうものでございます。

○宮本委員 文科省にいただいた国立大学の授業料減免のペーパーを見ますと、意義、修学継続を容易にし教育を受ける機会を確保すると書いていますね。

つまり、四百万、五百万、六百万、七百万まで、今、国立大学によりけりですけれども、授業料を全額免除しております。四百万、五百万、六百万、七百万でも、修学継続を容易にし教育を受ける機会を確保するためには必要だと、その対象をもっとふやさなきゃいけないということで、どんどんどんどん、この間、予算をふやしてきたということだと思ふんですよね。

ですから、修学継続を容易にするためには、あるいは教育を受ける機会を確保するためには、国立大学は四百万、五百万、六百万、七百万までやっている、そういうところまでの支援も必要だという認識だったんじゃないんですか。違いますか。

○森政府参考人 経済的な負担を軽減する観点からやっているものでございますけれども、例えば国立大学運営費交付金の算定に当たりましては、学生数の一定割合ということで措置をしてきたものでございます。現状においては、今年度予算においては二・二％ということでございます。

実際に、収入等の基準について国の方で定めているわけではございませんで、これを踏まえて、各大学等におきまして、収入要件として成績要件等決定をして実施をしている、そういうものでございます。

○宮本委員 収入基準を国で決めていなくても、実態としてはそこまでやっているというのは、当然、文科省は知っておいて、そして財務省も知っていて、それでもこれを拡大してきた。ことしまで拡大してきているわけですよ。

ということとは、そこまで支援は必要だという認識を二〇一九年予算を通すためには持っていた、そういうことなんじゃないんですか。

○森政府参考人 特に国立大学の運営費交付金の授業料減免の予算措置につきましては、経済的な理由、それから留学生、大学院生等を含めまして措置をしております。

その中で、実際の、先ほど申し上げましたように繰り返しになりますけれども、どのような所得要件にするか、新制度においては住民税の課税標準額をベースにいたしますけれども、各大学においては年収基準をもとにしているところが多いわけでございますけれども、それについてはそれぞれの大学で決めてきた、そういうことでござい

ます。○宮本委員 ですから、それぞれの大学で、今回の法律よりももっと大きな幅で減免をやってきたわけですよ。それを支援してきたわけですよ。そして、もっと対象を拡大しなきゃいけないということ、ずっと積み上げてきたわけじゃないですか。なぜその認識を捨てようとするのか。

私、今の今度の施策によって、授業料減免の対象が縮小する大学が生まれるというのは、国連人権規約にあります高等教育の漸進的無償化に逆行すると思ひますよ。その点の認識、文科副大臣、いかがですか。

○永岡副大臣 お答えいたします。

国際人権規約におきまして、無償教育の具体的な方法については特段の定めをしておりません。その範囲や方法を含めまして、具体的にどのよう

な方法をとるのかについては加盟国に委ねられております。文科科学省としては、財政や進学率等その時々

の状況を総合的に判断しながら、具体的な、給付型の奨学金制度の創設を始め、奨学金制度を充実させるなど、教育費負担の軽減に努めているものでございます。

新制度は、真に支援が必要な学生に対しまして確実に授業料等が減免されるよう、大学等を通じて支援を行うとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型の奨学金を支給するものでございます。全体としては、規模や金額が大幅に拡大することで支援が広がっていくものと考えております。

このため、中長期的に見まして、無償教育という手段を徐々に、漸進的に導入する方向に沿って努力していく方針が維持され、そして実際の施策が中長期的に見ましてその方向性に沿ったものとなっていくことから、無償教育の漸進的導入の趣旨に適しているものと認識をしている次第でございます。

○宮本委員 私は、今度の法律について適用しているかどうか聞いたわけじゃないんです。法律は成立しました、法律が成立したもので、今度、今まで続いてきた授業料の減免制度をどうするかというところが問われているわけですよ。今までの授業料減免制度は法律に基づいてやっていたわけじゃないですか。

この減免制度を縮小していくことになったら、これは当然、漸進的無償化というのは前に進んでいくわけですから、その部分が対象が少なくなるといふのは、明確に逆行するということと言わなければいけないと思ひます。

私、本当に大変心配するのは、先ほど来、各大学で減免制度は考えてくれということをお大臣はおっしゃるわけですよ。これは、今まで同様の財政措置がなくなったらどうなるかということなんです。

各大学は、そうはいっても、やはり減免制度を続けたいと思ひますよ。自主財源を確保しようという話になりますよ、もし財政措置がとられなければ、寄附金が集まればよいですけども、寄附金が集まらなければどうなるのか。自主財源と

いつたら、授業料を上げることになるんですよ。実際、ずっと据え置かれていた国立大学の授業料ですけども、ことし、東工大と芸大が値上げするということになりました。

ですから、私が本当に言っておきたいのは、減免制度を各大学で維持する財源を学生や父母に求めるような、授業料値上げで賄うようなことは絶対あってはならない、そういう方向に誘導しては絶対ならないと思ひますが、その点の文科副大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○永岡副大臣 大学の学費といひますのは、大学におけます充実した教育、研究環境を整える観点から、教職員や施設設備といった学校運営等に要します経費に充てられるものでございます。

この学費の設定につきましては、基本的には各国公私立大学がそれぞれの教育、研究環境を勘案しながら適切に定めるべきものと認識をしております。

文科科学省としては、今回の支援措置の趣旨の周知に努めてまいります。

○宮本委員 授業料を値上げして減免制度の維持に使ってもいいのかわからないのか、その辺の判断は何もおっしゃらないんですけれども、その辺の判断は文科省としては何もないということですか。全部大学任せということですか。

○坂井委員長 申合せの時間は過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○森政府参考人 授業料につきましては、各大学が、それぞれが適切に定めるべきものというふうには認識をしております、その旨、文科科学省としては周知に努めてまいりますということでございます。

○宮本委員 もう時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、大変、今の答弁では懸念されま

上げを進めていくようなことは絶対あつてはならない、このことを強く申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田でございます。

先ほどほかの委員の方からも米中の関税に関する質問がありました。報道によれば報復関税というような言葉も使われているわけでございます。また、エスカレートしているような感じもします。また、これらの企業と関連をしている日本の企業の従業員もいらつしやると思っています。こういったようなことで自分たちの生活環境というのにもどうなるのかということの大変心配な方もいらつしやると思っています。

基本的な質問ですけれども、米中が今報復関税等を行っている、それぞれの国が一体何を相手に求めているのか、どういったようなことになるかと終息するといえますか、この争いは終わるのかというのをやはり国民も注目をしていると思うので、それぞれが何を相手に求めているのかを説明をいただきたいと思えます。

○うえの副大臣 米中間の貿易問題につきまして、我が国は当事国ではございませんので、基本的にはコメントすることは差し控えたいと思えますが、その上で申し上げますと、米国は通商法第三百一条に基づきまして、中国による知的財産権侵害等、不正な貿易慣行を是正する、そのことを目的といたしまして、昨年の七月以降に関税の引上げを実施をしているものであります。一方、中国につきましては、米国がそのような緊急的な状況を生み出していることに關しまして、自国の合法的な権益を守る等として対抗措置を実施をしてきたところでございます。

いずれにいたしましても、GDP世界第一位と第二位の経済大国である米中兩國が建設的な意思疎通を行いますことは世界全体にとっても重要だと考えています。

○串田委員 今の説明によりますと、アメリカは

中国に対して知的財産権というものをもう少し尊重しなければならぬというように、不公平な取引を主張しているということに対して対抗手段を中国がとっているということ、それだけをもし取り上げるとすれば、中国が知的財産権を尊重するような姿勢を示すということが今回終了する一つの手がかりになるのかなというふうには思っていますけれども、そういった意味で、日本と中国との間でも、韓国との間でもそうなんですが、この国でも知的財産権というようなものが非常に重要な意味で争いになっていくという点では、なかなか解決というのは難しいのかなというふうな気もいたしますので、日本が何かそれに対する終息の手段があるとしたら、そこら辺もひとつ協力をしていくということも必要かなとは思っています。

今回のような報復関税というふうな言い方というのは、余り聞きたくないというか、非常にそういう意味では、どうなっていくんだろという不安をおおる感じもするんですけども、このような大きな国同士の関税が報復の形で行われていくということは、かつて、今まであったんでしょうか。

○うえの副大臣 関税が報復的に行われているというふうな御趣旨、必ずしも明らかではないというふうには考えておりますが、これまでの歴史を振り返りますと、まさに世界各国の保護主義的な高関税政策、ブロック経済化といったものが第二次世界大戦の一因となったところでございます。こうした経緯も踏まえまして、一九四七年にはガットが締結されたものと承知をしています。その後、一九九五年には、ガットを継承し、現在のWTOが設立されました、多角的な貿易体制の中核として位置づけられているところでもございます。

他方、この間におきましても、例えば、日米間におきまして、一九五〇年代以降ですが、繊維製品、鉄鋼製品、カラーテレビ、牛肉、自動車等において貿易摩擦の問題が生じております。あるいは

は、米・EU間におきましても鳥肉をめぐる貿易紛争など、世界各国の間で、程度の差こそありますが、さまざまな貿易問題が発生、対処されてきたところでございます。

こうした中、現在の米中間の議論の発端となっている米国の通商法第三百一条について見ても、これまでの発動状況を見れば、当事国同士の協議等を経まして一定の解決に至った例が多くございます。今回の米中間のように、貿易品目の大半に関税を互いに賦課し合うに至った事例というのは、近年では余り例を見ないものではないかと認識をしているところであります。

○串田委員 今、歴史的にあつたかどうかというのを聞きをしたんですが、いろいろな貿易摩擦はあつたということではありますけれども、今回のような大国同士の報復というふうな言葉を使つた関税というのは余りなかったというふうな答えでございました。

何でもこんなことを聞いたかと申しますと、今、消費税、増税をすべきかどうかという中で、安倍総理が、リーマン・ショック級というふうなことでございました。リーマン・ショック級というのは、そういう意味では、歴史的にはかなり大事件であるということからすると、今回の報復関税というものが、歴史的な意味で、同等なものが数多く行われている一つということであれば、リーマン・ショック級というものに該当するということには言えないのかなと。逆に言えば、歴史的にかなりまれなものであるとすると、リーマン・ショック級というふうな言い方に該当していく流れもあり得るのかなという、そういうふうなことで質問させていただいたんです。

ところで、このリーマン・ショック級というのは、いろいろな委員からの質問もあつたんですけども、一般的に、余りにも漠然としているわけですね。一体、リーマン・ショック級という言い方をして該当するかどうかというのは、経済指標から見ると、何をもちいて、何の数字が変わるとリーマン・ショック級になるのか、もう少し数値的な

ところの説明をしていただきたいと思えます。○うえの副大臣 リーマン・ショック級の事態につきましては、例えば世界的な経済危機やあるいは大震災などが考えられますが、いずれにせよ、引上げが困難と判断される事態でございまして、予断を持つて申し上げることはできないと考えています。

○串田委員 米中に関しては、通告で、日本に対する影響とかそういったようなことも通告をさせていただいているんですが、ほかの委員からの質疑もありますので省くことにいたしまして、次に、別の質問をさせていただきたいと思うんです。

二〇二四年に紙幣のデザインが変更されるという報道がありました。福沢諭吉さんから渋沢栄一さんに、樋口一葉さんから津田梅子さんに、そして野口英世さんから北里柴三郎さんというふうなことでございます。

特に、千円の北里柴三郎さんの裏面は葛飾北斎の浮世絵ということございまして、富嶽三十六景の、私の選挙区である神奈川県、神奈川沖浪裏という、大変浮世絵では有名な、波がどつとかぶさつていくような、とてもすてきな浮世絵でございますし、傾くと、3Dで、最新の技術を駆使した、偽造ができないような紙幣になるということで、私も大変楽しみにしているんですが、この二〇二四年の紙幣のデザインによって、国内の経済状況というものに何らかの変化をもたらすというふうな予想をされているのかどうかを確認したいと思えます。

○可部政府参考人 お答えいたします。ただいま委員御指摘がございましたように、このたび、紙幣のデザインを一新するというのを発表させていただいたところでございます。

現在、日本銀行券は百五十億枚が流通しております。この改刷は、目的といたしましては、経済取引の安定の観点から、信頼性の高い通貨を供給するため、銀行券の偽造抵抗性を強化するというのを目的として行うものでございます。し

たがって、国内の経済状況に変化をもたらすことを目的としたものでは必ずしもございません。

他方で、現在、政府としてはキャッシュレス社会ということを推進しているわけでございますけれども、実は、キャッシュレス化が日本よりも進んでいる主要先進国におきましても、ほとんどの国々、北欧を除くほとんどの国々におきまして、銀行券の流通残高はふえており、随時改刷が行われているところでございます。

したがって、キャッシュレス比率が増加しても直ちに日本銀行券がなくなるわけではなく、そのように利用されている以上は、利便性、信頼性の高いものでなければならぬというふうな考え、改刷を実施することとしたところでございます。

○串田委員 報道の一部では、たんす預金引き出されていくんじゃないかというような話もあって、本当に、画像を見ますと大変きれいな紙幣に変わるの、そういう意味では、たんす預金にあるものを新しくかえたいというような気持ちも出てくるのかなという思いもありますので、私としても大変楽しみにしているんです。

一方で、今、先ほどの回答もありましたけれども、キャッシュレス化が進んでいる。紙幣が新しく変わるという楽しみとともに、キャッシュレス化が進むという何か裏腹な部分があつて、ただ、今の答弁によりまして、キャッシュレス化が進んでいる国も紙幣の増刷というのは進んでいるという、私もちょっとその点については意外だったんですけれども、キャッシュレス化が進むことによって日本の経済というものはどのような形で変化していくのかという予想はされているんです。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

キャッシュレス化が進むことによる経済的な意義、効果ということでございます。

一つは、消費者という立場からいたしますと、現金、小銭の管理でございますとか、ATMでお金を引き出すといったような時間と手間の節約と

いうこともございますし、あるいは家計管理もデータでできるといったような利便が向上するという面があると思っております。

それから、二つ目、事業者側にとっては、今、現金のハンドリングコスト、例えば、レジを打つ、レジを締める、現金を輸送する、釣銭を用意するといった、かなり現金に伴うコストというのがかかっている。こういったようなものが、直接、間接のコストを減らすということで生産性が高まるという効果が見込まれるというふうな考えております。

それから、三つ目といたしまして、昨今急速にふえておりますインバウンドの方でございますけれども、これも、アンケートを外国人旅行者にとつてみますと、約七割の方が、もう少しキャッシュレスであればお金を使っていたのにとつたような回答をされているということもございまして、今後インバウンドが拡大していく中で、そういった方が国内での消費をふやすといったような効果も見込まれるというふうな思っております。

更に申し上げます、まさにビッグデータの時代という中であつて、こういった流通、消費データを活用した新しいビジネス、新しいサービスというのが創出されるというような効果も期待されるのではないかと考えているところでございます。

○串田委員 銀行も随分昔と違って、昔でしたら銀行に入ると窓口がずらりと横に並んでいたのが、今やキャッシュディスプレイベンダーみたいなものがずらつと並んで窓口がほとんどちっちゃくなつていて、そんな印象を持つようになりました。

更にキャッシュレス化が進むということになると、紙幣を取り出すというような作業がほとんどなくなつていくということになつて、銀行形態というものになんか変化をもたらすんじゃないかなと思ふんですけれども、キャッシュレス化と金融機関とのかわり合い、どんなようなことの変化がなされていくのかということの予想を説明をいただきたいと思ひます。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

キャッシュレス化が進展いたしますことによりまして、金融機関にとつてみますと、現金の管理、輸送のコストが低下する、あるいはATMの設置時のコストが低下する、こういったメリットがある、こういったことが見てとれると思ひます。

他方で、キャッシュレス化の進展が進みますと、フィンテック事業者などが新規に参入してきておりまして、各種の決済サービスを提供するようになつてきてございます。これらのフィンテック決済サービス提供事業者は、こうしたサービスの提供を通じてデータや情報の利活用も図っていく、こういった動きを見せております。

こうした状況でございますので、既存の金融機関は、新たなプレーヤーと提携をする、あるいはみずからでの新規サービスの提供を通じて利便性の高い決済サービスを提供していく、こうしたことを通じてあるいはデータ、情報の利活用を図っていく、こうした動きが出てきているところでございます。

金融庁としてみますと、こうしたフィンテック事業者あるいは既存の金融機関が相互に協調したりあるいは競争をするといったことを通じてよりよいサービスが提供される、こういった創意工夫が進んでいくということが顧客にとつても利便があるというふうに思ひますし、また、キャッシュレス化というものが社会やあるいは企業、お客様にとつてメリットのある形になつていくというふうに考えております。

○串田委員 キャッシュレス化によつて社会ががらつと変わっていくんだと思うので、財金の委員会においてもきめ細かく対応していきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 無所属の青山雅幸でございます。本日と同僚委員の皆様のご好意で大変貴重なお時間をいただきましたことを、まず心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

早速です。先ほどの委員の方々の質問とかかなり重複するところがございますけれども、それぞれの視点というものもあるかと思ひますので、私も消費税について質問をさせていただきます。

きょうも、リーマン・ショック級の出来事が起きない限り予定どおり消費税率を引き上げると、麻生大臣は御答弁いただいております。しかしながら、時折、消費税率引上げ凍結の是非をめぐって国民の審判を受けるというようなことを理由に、衆参同時選挙の観測などというものが浮かんでは消えている、そういう状況ではあるかと思ひます。

しかしながら、わずか二年前に行われた二〇一七年の総選挙は、安倍総理大臣が、二〇一九年十月一日からの消費税率一〇％への引上げを前提に、この税率引上げに伴う増収分、この配分ルールを変更して、財政赤字の削減から幼児教育の無償等へ一部使途変更することについて国民の信を問うということで解散・総選挙を行われたものと記憶しております。

その結果に基づいて、既に本年度から幼児教育の無償化等がスタートするわけでございますけれども、この国の政策に、幼児を養育されている国民の方それから事業者などは、消費税率引上げに向けた、これを前提とした行動を既にとつておるところだと承知しております。

例えば、三歳から五歳の子供を養育中の方々が、就労するか否か、特に短時間労働者、パートなどの方を中心に、その判断を行う上で、無償化を前提として金銭的な損得勘定というものは当然行われているものだと思います。例えば、私どもの法律事務所でも、少人数の従業員の中で、時短で復帰されて、三歳から五歳のお子さんを抱えている方々が何と四名もおられるんですね。そういった方は、当然、十月からの保育所無償化というものを経済的にも考えて働いてくださっているわけです。これは、私どもの事務所に限らず、子育て中の方々がそういった方々に働いていただいている事業者にとつても大変切実な問題だと

思っております。

そういったことだけではなく、小売店などを中心として、レジやポイント還元制度を受けるため新規にキャッシュレス決済関係の初期投資を行われている方や、コンピュータプログラムの変更への取組を既に行い始めている事業者もおられると思います。

そして、住宅関係では、八%の税率が適用されるのは二〇一九年三月三十一日の契約までです。で、既に、増税を前提として一生の決断をされた方も多かろうと思います。

一方で、解散・総選挙あるいはそれに伴う政治的判断というのはまさに政治的都合という側面も多かろうと思っております。昨日朝のNHKニュースなどでは、内閣支持率が四八%だったから解散するとうちよつと信じがたいような観測気球を、NHKですけれども、上げておられます。

私は、政治の都合で国民を振り回すということがあつてはならないと思っておりますので、今言つたようなことを前提にお伺いしたいのですが、リーマン・ショックというのは、言うまでもなくシステムリスク、一九二九年の大恐慌に比肩されるものと言われていましたけれども、大恐慌のときには、銀行がアメリカで何と一千万も潰れたそうです。リーマンのときも、金融機関のドミノ倒しが起こるようになって、それをFRBが、住宅抵当証券の買取りや、住宅貸付抵当会社のフアンメイやフレディーマックを実質国有化するなどして必死に防いだわけですね。こういうことをしたのは、大恐慌の研究者として名高いベン・バーナンキさんだったわけですが、FRB議長。こういうシステムリスクこそが、私はリーマン・ショック級だということだと思ふんです。つまり、百年に一度あるか二度あるか。先ほどから麻生大臣が御答弁されておりますけれども、景気というのは、皆さん御承知のとおり循環していますので、いいときもあれば悪いときもある。ですから、景気循環に伴って多少景気が

悪くなったからといって当然リーマン・ショック級ということにならないと思ひますし、麻生大臣も先ほどそのような御答弁をされていたと思ひますけれども、改めて確認ですけれども、そういう御認識ということでしょうか。

○麻生国務大臣 リーマン・ショック、何をもうてリーマン・ショックかという話がある。出てくるんだと思ひますけれども、少なくとも、リーマン・ブラザーズという歴史のある投資銀行が一つ倒産した結果、この話が全部起きたというわけではありません。ここに至るまで、今名前が出ましたフアンメイやフレディーマック等々を含めまして、その他のものもかなりアメリカは救つて、FRBが、アメリカ政府が助けた形で、最後に残つた形でリーマン・ブラザーズということになつておりますけれども。

これが売つておりましたいわゆるサブプライムローンなる怪しげな投資商品というのが世界じゅうの銀行で買われていて、それにひつかつて紙くずになつたということで、多くの銀行が倒産。極端なことに、アイルランドにありました銀行は全行倒産ということになつたりして、それまで国債なんかほとんどなかつたようなアイルランドがそのように銀行の保証のために破産というような状態というのは、これはちよつと普通の状態ではなかつたと思ひます。

結果として国際的な金融収縮が起きるということこれはえらいことになりましたので、日本の政府としては、IMF、国際金融機関に一千億ドル、当分の間約十兆円を金を出して救済するというものに手をつけざるを得ないほどの騒ぎだつたというのをもうてリーマン・ショックというように考えないで、何か、リーマンという一つの、リーマン・ブラザーズが破産したというだけでこの種の騒ぎになつたというふうな簡単な話ではないという認識だけは忘れられないようにしておかないかぬところかなと思ひます。

○青山(雅)委員 麻生大臣の認識が非常に慎重なものであるということをお聞きして、安心しませ

た。

やはり、システムリスクこそがリーマン・ショック級というものであつて、単なる景気動向に左右されていいようなものではないと思ひていますし、そもそも、三党合意というところから始まつて、日本の社会保障制度を安定させるために図られているのが今度の消費税率引上げ、その仕上げてございます。ここをきちんとしない、何のための三党合意だつたのか、そして、日本の社会保障が本当にこれから長い年月にわたつて安定、安心していけるのかというところにつながらうかと思ひますので、ぜひ、麻生大臣あるいは財務省の方、そのところをボリュウムに流されることなくきちんと仕上げていただきたいと思ひます。

今の問題、若干視点を變えてお聞きしたいんですが、先ほども申し上げたように、例えば、三歳から五歳のお子さんを抱えている方は、保育所無償化によつて、働きに出て家計を支えておられます。あるいは、キャッシュレス投資、キャッシュレス決済向けの投資やシステム変更投資を行った国民もいます。こういった例は非常に具体的な話ですけれども、今の経済というのは予測可能性ということで成り立っている。投資から何からそうです。税率の変更というのは日本全体に大変な経済規模で影響を及ぼすわけですね。国がこういう予測可能性を損なうような留保条件、先ほどから言つておられるリーマン・ショック級というのをいつまでもつけ続けているというのとは、国民にとつて、あるいは経済にとつてもマイナスだと思ふんです。

そこで、私として麻生財務大臣に、安定した社会経済運営には予測可能性が重視されることから、既定方針どおり税率引上げを行うべきと考えられておりますけれども、それについてどううにお考えか、お聞きしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは、青山先生おっしゃる通り、消費税率の引上げにつきましては、これは何といつても、日本の中期的には大問題でありま

す。少子高齢化というのを背景にして、それに対する社会保障給付というものを安定させたものにしておかないと、これは大きく増加してまいりますので、それに対応するためには、いわゆる全世代型の社会保障というものの構築に向けて、少子化対策とか社会保障とかそういったものに対して安定財源を確保するためにどうやるかということ三党で合意されたというのが背景にあります。

御指摘のありましたように、これまで政府から予測可能性としていろいろ出されておりますけれども、政府としては、リーマン・ショック並みのというものが起きない限りはということを申し上げておりますので、私どもとしては、十月に、法律で決められておりますとおり、予定どおり、我々としては、予想可能性を損なうというふうな留保条件をつけているわけではありませんで、私どもとしては、きちんとした対応をさせていただいて、十月一日に消費税というものの値上げというのを実行させていただきたいと考えております。

○青山(雅)委員 短期的な損得だけではなくて、中長期的な国の行く末というものも見据えた上で、ぜひ、今おっしゃつたようなきちんとした御判断あるいは立場を堅持していただきたいと心より思つております。

まだ若干の時間がござります。中途半端なところになりそうですけれども、おいでいただいている方もおりますので、今大臣のお話にも出た社会保障について若干お聞きいたします。

今、財政で、言うまでもなく最大の割合を占めるのは、アメリカのような防衛費ではなくて、社会保障費、三十四兆円、三三%。特別会計の方でも七十兆円ございまして、合せて年間百四兆円の歳出となつております。これがふえ続けていくことが、先ほど別の委員の御質問にもありましたように、日本の財政を圧迫しているのは間違いないところですね。

そこでお伺ひしますけれども、年齢階級別の医療費、また階級ごとの各医療保険の収支状況とい

うのはどういふふうになっておりますでしょうか。

○渡辺政府参考人 御指摘のございました、まず年齢階級別の収支ということでございますけれども、医療保険制度は医療費を国民全体で支え合うという考え方に成り立っております。年齢階級別で収支均衡を図るというものではございませんので、収支という形の把握はしてございません。

ただ、年齢階級別の医療費という形では把握しておりまして、平成二十八年度の数字で申し上げますと、ゼロから十四歳で総額二・五兆円、一人当たりしますと十六万円、十五から四十四歳では五・三兆円、十二万円、四十五歳から六十四歳では九・二兆円、二十八万円、六十五歳から七十四歳では九・八兆円、五十五・三万円、七十五歳以上では十五・四兆円、九十一万円ということ、年齢階級が上がるに従って、一人当たり、総額、いずれもふえる傾向となっております。

○青山(雅)委員 時間がありませんので、今の話をまとめさせていただきますと、聞かずに、若ければ医療費はかからない、そして、年齢七十五歳以上になると、四十五歳―六十五歳のところが二十八万に比べて、約三倍の九十一万円にもなってしまう。当然、日本の人口ピラミッドというのはどんどんと上へ上へいってしまうので、これだけ聞いても大変な状況になるというふうなことを認識いたしております。

きょうおいでいただいた方はおりますけれども、全部質問できなかったことはおわびするともに、これは非常に大事な問題だと思っておりますので、また次の機会がございましたら、ぜひこの続きを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。



○坂井委員長 次に、内閣提出、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資

金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

近年の情報通信技術の進展に伴い、金融取引が多様化してきている中で、金融の機能に対する信頼向上及び利用者保護等を図ることが、喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法案を提出した次第であります。

以下、この法案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

第一に、仮想通貨の呼称を暗号資産に変更するとともに、暗号資産の流出リスクへの対応等、暗号資産交換業者に関する制度を整備することとしております。

第二に、暗号資産を用いた証拠金取引やICOと呼ばれる資金調達等、新たな取引に関する制度を整備することとしております。

第三に、金融機関の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等を追加することとしております。

第四に、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関し、国際的な取引慣行に対応するための規定を整備することとしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○坂井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十七日金曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

(資金決済に関する法律の一部改正)

第一条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「第六十三条の二十一」を「第六十三条の十九の二」に改める。

第一条中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に改める。

第二条第五項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

第二条第七項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「いづ」を「い」、暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいうに改め、

同項第一号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第三号中「又は仮想通貨」を削り、同項に次の一号を加える。

四 他人のために暗号資産の管理をすること(当該管理を業として行うことにつき他の

法律に特別の規定のある場合を除く。)

第二条第八項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第九項中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、

「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十四項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十五項中「仮想通貨交換業務」を「暗号資産交換業務」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第四十条第一項第六号中「若しくは名称」を削る。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 暗号資産

第六十三条の二の見出しを「暗号資産交換業者の登録」に改め、同条中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三条の三第一項第三号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第四号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「第六十三条の五第一項第十号」を「第六十三条の五第一項第十一号」に改め、同項第六号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第七号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第八号及び第九号並びに同条第二項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三条の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三条の五第一項第一号及び第二号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第三号及び第四号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第十号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項イ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項ニ中「この法律」の下に「金融商品取引法」を加え、同号

ホ中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号

に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号

を同項第十号とし、同項第八号中「この法律」の下に「金融商品取引法」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「若しくは名称」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 暗号資産交換業者をその会員(第八十七条第二号に規定する会員をいう。)とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則(暗号資産交換業者の利用者の保護又は暗号資産交換業者の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

第六十三条の六第二項中「前項」を「前二項」に、「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「とき」の下に「(前項の規定による届出をした場合を除く。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項第七号又は第八号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき(暗号資産交換業者の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、あらかじめ、その旨を内閣府令で定める場合を除く。に届け出なければならない。

第六十三条の七中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の八中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の九中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(暗号資産交換業者の広告)

第六十三条の九の二 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 暗号資産交換業者の商号

二 暗号資産交換業者である旨及びその登録番号

三 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

四 暗号資産の性質であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定めるもの

(禁止行為)

第六十三条の九の三 暗号資産交換業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産交換業者の利用者を相手方として

第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘(第三号において「暗号資産交換契約の締結等」という。)をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項(次号において「暗号資産の性質等」という。)についてその相手方を誤認させるような表示をする行為

二 その行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質等について人を誤認させるような表示をする行為

三 暗号資産交換契約の締結等をするに際し、又はその行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を

行うことを助長するような表示をする行為

四 前三号に掲げるもののほか、暗号資産交換業者の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

第六十三条の十中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「その取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するため」を「暗号資産の性質に関する」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業者の利用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、前項に規定する措置のほか、内閣府令で定めるところにより、当該暗号資産の交換等に係る契約の内容についての情報の提供その他の当該暗号資産の交換等に係る業務の利用者の保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第六十三条の十一第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条に「金銭又は仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

第六十三条の十一第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産交換業者の利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。

第六十三条の十一の次に次の一条を加える。

(履行保証暗号資産)

第六十三条の十一の二 暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産(以下この項、第六十三条の十九の二第一項及び第八条第三号において「履行保証暗号資産」という。)を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による管理の状況について準用する。

第六十三条の十二の見出しを「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」との契約締結義務等」に改め、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同項第一号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改め、同条第二項中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改め、同条第三項第二号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改め、同条第三項第三号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改め、同条第三項第四号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改める。

十二―第百八十五条の二十四)に改める。

第二条第一項第十九号中「第二十四項第三号の二を」第二十四項第三号の三に改め、同条第三項中「第一項に」を「第一項各号に」に、「若しくは特定電子記録債権を」、特定電子記録債権若しくは同項各号に掲げる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示される場合(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。)に限る。以下「電子記録移転権利」という。に「一次条第四項を」第二条の三第四項に改め、「権利(」の下に「電子記録移転権利を除く。を加え、同条第八項第一号及び第十一号口中「第二十四項第三号の二を」第二十四項第三号の三に改め、同項第十六号中「又は第一項各号に掲げる証券若しくは証書」を「第一項各号に掲げる証券若しくは証書又は電子記録移転権利」に、「第二十四項第三号の二を」第二十四項第三号の三に改め、同条第二十一項第四号中「第三号の二を」第三号の三に改め、同項第四号及び第四号中「第二十四項第三号の二を」第二十四項第三号の三に改め、同項第五号中「第三号の二を」第三号の三に改め、同項第三号の二を「同項第三号の三に改め、同条第二十三項中「次項第三号の二を」次項第三号の三に改め、同条第二十四項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)

第二条第二十四項第五号中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第三号の二に改め、同条第二十五項第一号中「第三号の二を」第三号の三に改める。

第二条の二を第二条の三とする。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十三号

第一章中第二条の次に次の一条を加える。
(金銭とみなされるもの)

第二条の二 暗号資産は、前条第二項第五号の金銭、同条第八項第一号の売買に係る金銭その他の政令で定める規定の金銭又は当該規定の取引に係る金銭とみなして、この法律(これに基づく命令を含む。)の規定を適用する。

第三条第三号を次のように改める。
三 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(次に掲げるものを除く。)

イ 次に掲げる権利(口に掲げるものに該当するものを除く。第二十四条第一項において「有価証券投資事業権利等」という。)

(1) 第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業(同号に規定する出資対象事業をいう。が主として有価証券に対する投資を行う事業であるものとして政令で定めるもの)

(2) 第二条第二項第一号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる権利のうち、(1)に掲げる権利に類する権利として政令で定めるもの

(3) その他政令で定めるもの

ロ 電子記録移転権利

第四条第二項第五号中「第二条の二第四項第二号イ」を「第二条の三第四項第二号イ」に改め、同項第六号中「第二条の二第五項第二号イ」を「第二条の三第五項第二号イ」に改める。

第五条第一項中「並びに第二十四条を」第二十四条並びに第二十四条の七第一項に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十三条の十三第一項第五号中「第二条の二第四項第二号イ」を「第二条の三第四項第二号イ」に改め、同項第六号中「第二条の二第五項第二号イ」を「第二条の三第五項第二号イ」に改め、同条第四項第一号八中「第二条の二第四項

第二号ロ」を「第二条の三第四項第二号ロ」に改め、同号二中「第二条の二第五項第二号ロ」を「第二条の三第五項第二号ロ」に改め、同項第二号口中「第二条の二第四項第三号」を「第二条の三第四項第三号」に改める。

第二十四条第一項ただし書中「すべて」を「全て」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改め、同項第四号中「その他」を「及び電子記録移転権利その他」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改める。

第二十七条中「第一条の二を」第二条の三に改める。

第二十八条第一項第一号中「権利」の下に「電子記録移転権利を除く。次項第二号及び第六号四号第一項第一号において同じ。」を加え、「同条第八項第一号」を「第二条第八項第一号」に改める。

第二十九条の二第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係る「デリバティブ取引」について次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ 当該権利についての第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為又は当該「デリバティブ取引」についての同項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

九 暗号資産又は金融指標(暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係る「デリバティブ取引」についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ 第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

第二十九条の四第一項第一号八中「平成十六年法律第五十四号」の下に「資金決済に関する法律を加え、同項第四号中「個人である場合を除く。」を削り、同号イ中「満たない者」を「満たない法人」に改め、同号ロ中「有しない者」を「有しない法人」に改める。

第二十九条の四の二第十項中「第二条第一項第九号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条第一項第九号に掲げる有価証券

二 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利(電子記録移転権利に該当するものに限る。)

第二十九条の四の三第四項中「権利」の下に「(電子記録移転権利に該当するものを除く。)」を加える。

第三十一条第一項中「及び第七号ロ」を「第七号ロ、第八号及び第九号」に改め、同条第三項中「方法」の下に「のうち、同条第一項第八号又は第九号に規定する行為に係るものであつて公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるもの(以下この項及び第三十三条の六第三項において「特定業務内容等」という。))について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のものを、「とき」の下に「遅滞なく」を加え、「遅滞なく」を削り、同条第四項中「又は第七号ロ」を「第七号ロ、第八号又は第九号」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第四号の政令で

令和元年五月十五日

定める権利を「同項第三号若しくは第四号に掲げる権利又は電子記録移転権利であつて政令で定めるもの」に改め、同項第四号中「及び第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利であつて政令で定めるもの」を削る。

第三十三条の五第一項第二号中「信託業法」の下に「資金決済に関する法律」を加える。

第三十三条の六第三項中「方法」の下に「のうち、特定業務内容等について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のもの」を、「ときは」の下に「遅滞なく」を加え、「遅滞なく」を削る。

第三十五条第一項第十三号中「資産」の下に「(暗号資産を除く。第十五号及び次項第六号において同じ。)」を加え、同項に次の一号を加える。

十六 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの(第八号に掲げる行為に該当するものを除く。)

第三章第二節中第七款を第八款とし、第六款を第七款とし、第五款の次に次の一款を加える。

第六款 暗号資産関連業務に関する特則

第四十三条の六 金融商品取引業者等は、暗号資産関連業務(暗号資産に関する内閣府令で定める金融商品取引行為(次項において「暗号資産関連行為」という。))を業として行うことをいう。同項において同じ。を行うときは、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

2 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、その行う暗号資産関連業務に関し

て、顧客を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘をするに際し、暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項についてその顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

第六十三条第十一項中「第四十二条の七」の下に「第四十三条の六」を加える。

第六十六条の十五中「並びに第四十条」を「第四十条並びに第四十三条の六」に改める。

第六百五十八条中「第六百九十七条第二項」を「第六百九十七条第二項第一号」に改める。

第六百五十九条第一項中「誤解させる等」を「誤解させる目的その他の」に改める。

第六百七十三条第一項第三号中「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に改める。

第六章の二の次に次の一章を加える。

第六章の三 暗号資産の取引等に関する規制

(不正行為の禁止)

第六百八十五条の二十二 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この章及び第九百九十七條第二項第二号において同じ。)

その他の取引又はデリバティブ取引等(暗号資産又は金融指標(暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。次条第一項及び第九百八十五条の二十四第一項において「暗号資産関連金融指標」という。))に係るものに限る。以下この条、次条及び同号において「暗号資産関連デリバティブ取引等」という。))について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使

用して金銭その他の財産を取得すること。

三 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。

2 第六百五十七条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等については、適用しない。

(風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止)

第六百八十五条の二十三 何人も、暗号資産の売買その他の取引若しくは暗号資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号資産等(暗号資産若しくはオブション(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項第三号において「暗号資産関連オブション」という。))又はデリバティブ取引に係る暗号資産関連金融指標をいう。次項、同条第二項第一号及び第二号並びに第九百九十七條第二項第二号において同じ。))の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

2 第六百五十八条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等及び暗号資産等については、適用しない。

(相場操縦行為等の禁止)

第六百八十五条の二十四 何人も、暗号資産の売買、市場デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連市場デリバティブ取引」という。))又は店頭デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」という。))のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 権利の移転を目的としない仮装の暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))又は暗号資産関連店頭デリバ

ティブ取引(同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。))をすること。

二 金銭の授受を目的としない仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。))又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第二号、第五号及び第六号に掲げる取引に限る。))をすること。

三 暗号資産関連オブションの付与又は取得を目的としない仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。))又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。))をすること。

四 自己のする暗号資産の売付けと同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を買付けをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五 自己のする暗号資産の買付けと同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を売付けをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。))又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第二号に掲げる取引に限る。))の申込みと同時に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。))又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。))の申込みと同時に、当該取引の対価の額と同一の対価の額におい

分をすることが出来る。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複製し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差し押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複製させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第二百十二条の見出し中「差し押え」を「差し押え等」に改め、同条中「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改める。

第二百十三条及び第二百十四条中「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改める。

第二百十五条の見出し中「差し押え」を「差し押え等」に改め、同条第一項中「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改め、同条第二項中「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(処分を受ける者に対する協力要請)

第二百十五条の二 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、臨検又は搜索若しくは差し押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第二百十六条、第二百十七条第一項及び第二百十八条中「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改める。

第二百十九条本文中「質問、検査、領置、」を削り、「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改め、「質問を受けた者又は」を削り、「これらの者」を「立会人」に改め、同条ただし書中「質問を受けた者又は」を削り、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

委員会職員は、この章の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 委員会職員は、この章の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第二百二十条の見出しを「領置目録等の作成等」に改め、同条中「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に、「若しくは差し押え」を「差し押え若しくは記録命令付差し押え」に、「若しくは所持者」を「所持者若しくは保管者(第二百十一条の四の規定による処分を受けた者を含む。)」に改める。

第二百二十一条の見出しを「領置物件等の処分」に改め、同条中「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改める。

第二百二十二条の見出しを「領置物件等の還付等」に改め、同条第一項中「委員会」を「委員会職員」に、「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改め、同条第二項中「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改め、同条第三項中「前項の下に規定による」を加え、「又は差し押え」を「差し押え又は記録命令付差し押え」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(移転した上差し押えした記録媒体の交付等)
第二百二十二条の二 委員会職員は、第二百一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押えした記録媒体について留置の必要がなくなった場合において、差し押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、

所持者又は保管者とが異なるときは、当該差し押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第二百二十二条の三 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差し押物件若しくは記録命令付差し押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができ

る。

3 前項の許可の請求は、委員会職員からしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。)

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

「財務支局」と、前二条を「財務支局」と、第二百二十二条第二項に改め、「財務支局長」との下に、「第二百二十二条の三第二項中「委員会」とあるのは「第二百二十四条第二項の規定により前項の委員会職員とみなされる同条第二項に規定する財務局等職員の所属する財務局又は財務支局」と、前条中「委員会」とあるのは「財務局長又は財務支局長」とを加える。

第二百二十六条第一項中「又は差し押物件」を「差し押物件又は記録命令付差し押物件」に、「又は差し押目録」を「差し押目録又は記録命令付差し押目録」に改め、同条第二項及び第三項中「又は差し押物件」を「差し押物件又は記録命令付差し押物件」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)
第三条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「該当するもの」の下に「並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

ハ 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産

第三条第三項中「物又は権利」及び「物若しくは権利」を「財産」に改め、同条第四項第一号中「額を」を「金銭の額(当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の預託すべき金銭以外の財産であつて政令で定めるもの(以下この号において「保証金相当物」という。がある場合にあつては、当該額に当該保証金相当物の市場価値(市場価値額がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額。次号及び第三号において同じ。))」に改め、同条第二号及び第三号中「保証金」の下に「金銭」を加え、同条第五項第三号中「前条第一項第六号に掲げる行為」を「前条第一項第六号に掲げる行為(同号イに係るものに限る。)」に改め、同条第四号中「前条第一項第六号に掲げる行為」を「前条第一項第六号に掲げる行為」に改める。

ける行為(同号口に係るものに限る。に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 前条第一項第六号に掲げる行為(同号ハに係るものに限る。に改め、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容(当該権利が存在しないときは、その旨及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

第六条第二項中「物若しくは権利」及び「物又は権利」を「財産」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第五項中「規定する事業」を「事業」に改め、同条第六項第八号中「主務大臣の」を「主務大臣が」に、「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第十二号及び第十三号から第十五号までの規定中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第十七項本文中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項ただし書中「及び第八項を」、「第八項及び第二十四項」に、「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第二十項中「の各号」を削り、同条第二十三項中「及び第七項を」、「第七項及び次項」に、「他の事業」を「他の事業」に改め、同条第二十四項中「他の」を「他の」に改め、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、組合員のために、次の事業を行うことができる。

一 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該農業協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該農業協同組合連合会の行う第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化又は当該農業協同組合連合会の利用者の利

便の向上に資するもの

二 前号の事業に附帯する事業

第十一条第二項中「及び第七項を」、「第七項及び第二十四項」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第四項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第八十七条第九項ただし書中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

第九十七条第三項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第九十七条第七項ただし書中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十二号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第十五号の二、第十七号から第十九号まで及び第二十二号中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該信用協同組合の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該信用協同組合の行う前項第一号から第三号までの事業の高度化又は当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資するもの

第九条の八第七項中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第八項中「に掲げる事業」を「の事業」に改める。

第九条の九第二項から第四項までの規定中「に規定する事業」を「の事業」に改め、同条第六項第一号中「及び第十三号から第二十三号まで」を「第十三号から第二十二号まで及び第二十四号」に改め、同項第一号の二中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第一号の四の次に次の一号を加える。

一の五 所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該協同組合連合会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該協同組合連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第九条の九第六項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第七条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第七号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

十九 会員から取得した当該会員に関する情報を当該会員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫の利用者の利便の向上に資するもの

用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十三条第六項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十四条第四項第七号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

十九 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四条第五項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第八条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該長期信用銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化又は当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資するもの

(労働金庫法の一部改正)

第九条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十三号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十四 会員から取得した当該会員に関する情報を当該会員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫の保有する情

報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫の前項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十八条の二第二項第十一号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫連合会の前条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八条の二第三項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

〔銀行法の一部改正〕

第十条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

二十 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの

〔保険業法の一部改正〕

第十一条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項に次の一号を加える。

十四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの

第六十六条第一項第十二号中「第十項」を「第十項」に改め、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第六十六条第七項中、「第十四号又は第十五号」を「又は第十三号の二から第十五号まで」に、「第十項」を「第十一項に、「以下この条及び」を「次項及び第九項並びに」に改め、「とき」の下に「第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第八項中「保険会社の子会社」の下に「(第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該保険会社の子会社及び第一項第十三号の二に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することにについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第七十七条第一項中「第十二号」の下に、「第十

三号の二」を加え、「以下この条」を「次項から第六項まで」に改め、「当該を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十二条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十号中「主務大臣の」を「主務大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

〔金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正〕

第十三条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(一括清算と破産手続等との関係)」を付し、同条中「なされた」を「された」に、「すべて」を「全て」に改め、本則に次の一条を加える。

第四条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)の特定金融取引の相手方が、前条の規定により一の債権(以下この条において「一括清算後債権」という。)を有することとなる場合において、当該更生手続開始の決定がされた者と当該相手方との間において更生手続開始の申立て前に締結された担保権の設定を目的とする契約(その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方

に更生手続開始の申立てがあつた場合は、担保権者に弁済として担保権の目的である財産を帰属させることができることを約定しているものに限る。)に基づく一括清算後債権に係る担保権を有するときは、当該担保権の目的である財産(特定金融取引を行う当事者が相手方に対し債務の履行を担保するために預託する有価証券その他の内閣府令で定めるものに限る。以下この条において「一括清算対象財産」という。)は、当該更生手続開始の申立てがあつた時において当該相手方に帰属する。

2 前項の場合において、当該相手方に帰属する一括清算対象財産の評価額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次項において同じ。)が一括清算後債権の額を超えるときは、当該相手方は、当該更生手続開始の決定がされた者に対して、その超える額に相当する金銭を遅滞なく支払わなければならない。ただし、当該一括清算対象財産の一部をもって、当該金銭の全部又は一部に代えることができる。

3 第一項の規定により一括清算対象財産が更生手続開始の決定がされた者の相手方に帰属するときは、一括清算対象財産の評価額(その額が一括清算後債権の額を超えるときは、一括清算後債権の額)を一括清算後債権の額から控除するものとする。

4 前三項(第二項ただし書を除く。)の規定は、更生手続開始の決定がされた者とその特定金融取引の相手方との間において、更生手続開始の申立て前に担保権の設定を目的とする契約(その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあつた場合は、担保権者に担保権の目的である財産を処分させることができることを約定しているものに限る。)が締結されている場合に準用する。この場合において、第一項中「当該更生

手続開始の申立てがあった時」とあるのは「当該相手方が更生手続開始の申立て以後更生手続開始前に第三者に譲渡した時」と、「当該相手方」とあるのは「当該第三者」と、第二項中「当該相手方」とあるのは「当該第三者」に」と、「評価額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう）」とあるのは「譲渡価額（その額が内閣府令で定めるところにより算出した評価額に照らして不当に低いときは、当該評価額）」と、前項中「更生手続開始の決定がされた者の相手方」とあるのは「第三者」と、「評価額」とあるのは「譲渡価額」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

（資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に暗号資産管理業務（第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第二条第七項に規定する暗号資産の管理（第一条の規定による改正前の資金決済に関する法律（以下「旧資金決済法」という。）第二条第七項第三号に掲げる行為に該当するものを除く。）を業として行うことをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行っている者（附則第四条第一項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を受けたものとみなされる者を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間（当該期間内に新資金決済法第六十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日

又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新資金決済法第六十三条の二の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行っている当該暗号資産管理業務の利用者のために、この法律の施行の際現に管理している暗号資産と同じ種類の暗号資産について、当該暗号資産管理業務を行うことができる。

2 前項の規定により暗号資産管理業務を行うことができない者が施行日から起算して六月を経過する日までに新資金決済法第六十三条の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間（その間に次項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して一年六月を経過したときは、この限りでない。

3 前二項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる場合においては、その者を暗号資産交換業者（新資金決済法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。附則第五条において同じ。）とみなして、新資金決済法及び附則第二十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。附則第十条第三項において「新犯罪収益移転防止法」という。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「暗号資産管理業務（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）附則第二条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。）の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項の規定により読み替えて適用される新資

金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消の日とみなす。

第三条 前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内、その商号及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けている者（附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けた者を含む。）は、新資金決済法第六十三条の二の登録を受けたものとみなす。

2 旧資金決済法第六十三条の四第一項の規定による仮想通貨交換業者登録簿は、新資金決済法第六十三条の四第一項の規定による暗号資産交換業者登録簿とみなす。

第五条 旧資金決済法第六十三条の二十一の規定により仮想通貨交換業者（旧資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。次条において同じ。）とみなされていた者は、その行う仮想通貨の交換等（旧資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨の交換等をいう。）に關し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う仮想通貨交換業（同項に規定する仮想通貨交換業をいう。）に關し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、暗号資産交換業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第六条 この法律の施行の際現に旧資金決済法

八十七条の規定による認定を受けている一般社団法人（次条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法八十七条の規定による認定を受けた一般社団法人を含み、仮想通貨交換業者をその社員とするものに限る。）は、新資金決済法八十七条の規定による認定を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 旧資金決済法第六十三条の二の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録をすることができないもの

二 旧資金決済法八十七条の規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることができないもの

第八条 この法律の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行前に開始した電子記録移転権利（第二条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。）に相当するものに係る有価証券の募集又は売出し（新金融商品取引法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。）については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に新金融商品取引業（新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第二条の規定による改正前の金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を行つてゐる者

(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三項及び附則第十二条において同じ。))及び同法第三十三条第一項に規定する金融機関を除く。))は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱っている有価証券及びデリバティブ取引と同じ種類の有価証券及びデリバティブ取引について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2 前項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間(その間に次項の規定により読み替えて適用される同法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間)も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して一年六月を経過したときは、この限りでない。

3 前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款、第二節(第三十六条の二を除く。)、第三節(第四十六条、第四十六条の五、第四十六条の六、第四十九条の四及び第四十九条の五を除く。)、第四節(第五十三条を除く。))及び第八節の規定並びにこれらの規定に係る新

金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定並びに新犯罪収益移転防止法の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この場合において、金融商品取引法第五十二条第一項中「第二十九条の登録を取り消し」とあるのは、「新金融商品取引業(情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)附則第十条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。))の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により金融商品取引法第二十九条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第十一條 前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内に、その商号、名称又は氏名及び住所並びに新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第十二條 この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号又は第九号に規定する行為を業として行っている金融商品取引業者については、施行日において当該行為に係る同項第五号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第三十一条第四項

の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に同条第五項において準用する新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間)とし、当該期間内に変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われなかったときは、これらの処分があるまでの間)は、当該事項について新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けないでも、この法律の施行の際現に行っている当該行為に係る業務の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱っている新金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号又は第九号に規定する権利及びデリバティブ取引と同じ種類の権利及びデリバティブ取引について、当該行為に係る業務を行うことができる。

(権限の委任)
第十三條 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第十一條第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十四條 金融商品販売業者等(第三条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(以下この条において「新金融商品販売法」という。))第二条第三項に規定する金融商品販売業者等(以下この条において「新金融商品販売業者」という。))が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三条第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十五條 第十三条の規定による改正後の金融機

関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第四条の規定は、施行日以後に更生手続開始の申立てがあった者により設定されている担保権の目的である財産について適用する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)
第十六條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十三條の三第五項中「禁止行為」の下に、「第四十三條の六(暗号資産関連業務に関する特則)を、「規定を除く。中」との下に「同法第三十四條の規定」とあるのは「同法第三十四條及び第四十三條の六第一項の規定」とを加え、同条第六項中「金融商品取引法第四十二條の二の下に、「第四十三條の六を、「同法第三十四條」の下に「及び第四十三條の六第一項」を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)
第十七條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十條の二の四中「の売主となる場合」の下に「(暗号資産(金融商品取引法第二十二條第二項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。))を対価とする譲渡をする場合を含む。」を、「不動産信託受益権等の売買」の下に「(暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。)」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号及び第四十八條の二(見出しを含む。中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

(法人税法の一部改正)
第十九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一條第一項から第六項までの規定中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条第七項中

十七号)の二音を次のように改正する

第一類第五号 財務金融委員会議録第十三号

第百九十六条第十号中「司条第八項」を「司条第九項」に改める。

第四条第一項第三号工中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

認めるときは改正後の各法律の規定について

三五

検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。